

令和6年9月24日（火）

於・農林水産省7階 第3特別会議室

水産政策審議会資源管理分科会

第10回くろまぐろ部会

議事速記録

水産政策審議会資源管理分科会

第10回くろまぐろ部会

議 事 次 第

日時：令和6年9月24日（火）

13：30～18：02

場所：農林水産省7階 第3特別会議室

1 開会

2 議事

- (1) 部会長の選任及び部会長代理の指名について
- (2) W C P F C（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会等の結果について
- (3) 「令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」に基づく配分の現状について
- (4) ブロック説明会等における主な意見について
- (5) 「令和7管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」に係る考慮すべき事項について
- (6) その他

3 閉会

午後 1 時30分 開会

○漁獲監理官 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会資源管理分科会第10回くろまぐろ部会を開催いたします。

私、本日の事務局を務めます漁獲監理官の福井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに事務的な御案内ですけれども、本日の会場は委員の皆様の前にマイクが設置されてございません。御発言の際には、事務局の方でマイクをお持ちいたしますので、挙手いただき、それから御発言をお願いしたいと思います。

続いて、傍聴される皆様へ御案内です。あらかじめ傍聴申込要領を御確認いただいた上で申込みを頂いておりますが、御留意いただきたい点について幾つか改めて御案内いたします。

オンライン会議システム、P C、I Cレコーダー等による録画・録音はお控えください。報道関係者の方は冒頭カメラ撮りとなりますので、後ほど「冒頭カメラ撮りはここまでです」と改めて御案内いたします。傍聴中は静粛をお願いいたします。ごみは全てお持ち帰りください。その他、部会長及び事務局員の指示に従ってください。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、部会の定足数は過半数とされております。本日はくろまぐろ部会委員7名中7名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の部会は成立いたしておりますことを御報告いたします。

それでは、次に配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の封筒の中の資料でございますが、まず議事次第がございます。次に、資料の一覧がございます。

続きまして、資料1といたしまして水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会の委員名簿がございます。

次に資料2でございますが、水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会運営規則になります。

資料3ですが、くろまぐろ部会における漁獲可能量の配分方針に係る議論の進め方でございます。

資料4ですが、W C P F C（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会等の結果について

てでございます。

資料5でございますが、令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方についてでございます。

資料6ですが、令和6管理年度の国内配分になります。

資料7でございますが、ブロック説明会等における主な意見でございます。

資料8でございますが、令和7管理年度以降の配分に係る考慮すべき事項についてになります。

資料9ですが、今後のスケジュールについてになります。

資料10以降は参考資料になりますけれども、資料10－1がくろまぐろに関するブロック説明会（北海道ブロック）の議事速記録になります。同じく資料10－2が太平洋ブロックの議事速記録になります。資料10－3が同じく九州ブロックの議事速記録になります。資料10－4が同じく日本海ブロックの議事速記録になります。資料10－5東北ブロックの議事速記録になります。

資料11でございますが、資源管理基本方針の別紙2の抜粋になります。

資料12ですが、太平洋くろまぐろの資源管理についてのまとめた資料になります。

資料は以上のとおりですけれども、不備があれば事務局にお申出をお願いいたします。

それでは、今回は委員の改選後最初の部会開催となっておりますので、現時点で部会長が不在という状況になっておりますので、委員の皆様の互選により部会長が選任されるまでの間、私の方で議事進行を務めさせていただきます。

それでは、早速ではございますが、まず議題1の部会長の選任及び部会長代理の指名についてに入らせていただきます。

部会長の選任につきましては、水産政策審議会令第6条第3項の規定により、委員の皆様の互選によることとなっておりますので、自薦・他薦を問わず委員の皆様の御提案をお願いします。

木村委員、お願いします。

○木村委員 現在、資源管理分科会長を務めておられる山川委員を推薦したいと思います。

○漁獲監理官 ありがとうございます。

ただいま木村委員より山川委員を部会長にという御提案がございましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○漁獲監理官 ありがとうございます。

それでは、異議なしということでございますので、山川委員に部会長に御就任いただき、これからの議事は山川部会長に引き継ぎたいと思います。

それでは、山川部会長、議事の進行をお願いいたします。

○山川部会長 では、御指名によりまして部会長に就任させていただきました山川です。

委員の皆様の御協力を頂きながら、円滑かつ有効な審議に努めてまいりたいと思いますので、よろしく御協力くださいますようお願いいたします。

本部会は漁業法に基づくくろまぐろの漁獲可能量の配分方法に関し調査審議するということを目的として、資源管理分科会の下に置かれてございます。具体的には、本年7月に開催されたW C P F C 北小委員会が漁獲枠の増大をW C P F C 年次会合に勧告したことを受けて、令和7管理年度以降の配分の考え方について議論をしていくということになります。

今回増枠が勧告され、本年12月のW C P F C 年次会合における合意をもって正式な決定となるわけでございますけれども、令和7管理年度は来年1月1日から始まるということですので、このタイミングで議論を始めるということになりました。

本日はW C P F C 北小委員会の結果、それから、現状の配分の考え方、そして、先月に全国5か所で開催されたブロック説明会で出た国内配分に対する意見について事務局から説明を頂いた上で、来年1月1日以降の配分の考え方にどういったことを盛り込むのかということについて議論してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、水産政策審議会令第6条第5項の規定に基づきまして、部会長代理の指名をさせていただきます。

部会長代理には、これまでも当部会に属する委員として御尽力いただいてこられました木村委員にお願いしたいと思います。木村委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、カメラ撮影の方は御退席をよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めたいと思います。

議題（2）W C P F C（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会等の結果について、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 水産庁国際課かつお・まぐろ漁業室長の鈴木でございます。よろしくお願いします。

私の方からW C P F C（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会の結果等について御説明いたします。

お手元の資料4を御覧ください。

1ページ目を御覧ください。本年7月10日から14日にかけて太平洋の西側を管理するW C P F Cの北小委員会と東側を管理するI A T T Cとの合同作業部会が、また、15日から16日にかけてはW C P F C北委員会がいずれも北海道釧路市で開催されました。これらの会合には我が国のほか、米国、カナダ、韓国などが参加しました。

早速ですが、1枚めくっていただいて裏側の4の結果概要を御覧ください。

（1）太平洋くろまぐろの保存管理措置のところを御覧ください。太平洋くろまぐろは太平洋の東西にまたがって広く回遊いたしますので、W C P F C及びI A T T Cの両機関での協力の下で資源管理が行われており、それぞれの機関において保存管理措置が決定されております。

まず、我が国の漁獲上限を定めているW C P F Cについて今回の会合で合意された内容を御説明いたします。

今回の会合において、2025年以降の措置として、小型魚、すなわち30キログラム未満の魚は10%、30キログラム以上の大型魚は50%の増枠を基本とする措置が合意されました。

なお、本措置については2026年に見直しをすることとなっております。

小型魚につきましては、我が国は10%、計400トンの増枠となりました。一方で韓国につきましては、近年の太平洋くろまぐろの回遊状況による漁獲の変化から大幅な増枠を求めていた大型魚の増枠の原資に使うため、小型魚の増枠は行わないこととなりました。この点につきましては、後ほど大型魚の増枠の中で改めて御説明いたします。

なお、小型魚の増枠に当たりましては、関係国から強い懸念が示されましたが、対話する中で小型魚のうち特に0歳魚の漁獲が再び増加し、資源が悪化することを懸念していることが判明しましたため、これを考慮し、米印の1に記載しておりますとおり0歳魚（2キログラム未満）の漁獲が増えないよう努力する規定を併せて入れることにより10%の増枠が認められました。

他方で大型魚に関しましては、我が国及び台湾について50%の増枠となり、数量では我が国は2,807トンの増枠となりました。

韓国につきましては、先ほど御説明しましたとおり大型魚についてより多くの増枠を要求しておりましたところ、議論の結果、米印の2に記載のとおり、共同議長からの提案に

より大型魚枠を300トン追加することに加え、小型魚増枠分の大型魚への振替を行うことで計471トンの増枠となりました。また、大型魚につきましては、近年の急速な資源回復により、南半球に位置するニュージーランド及び豪州水域への来遊が大幅に増えている状況が報告されました。ニュージーランド及び豪州の周辺は太平洋くろまぐろの回遊の縁辺域に当たりまして、来遊が毎年大きく変動すること、また、手続上、両国は北小委員会のメンバーになることができないことも考慮され、それぞれ200トン、40トンまで漁獲可能との措置が合意されました。

さらに、②に記載しておりますとおり当初の漁獲枠の17%を上限に、未使用漁獲枠を翌年に繰り越すことができる規定について、年限を撤廃し一般ルール化することが合意されました。

次のページを御覧ください。

加えて③に記載しておりますとおり、小型魚の漁獲上限を1.47倍して大型魚に振替可能とする特別措置につきましても、適用上限や年限を撤廃し一般ルール化することに合意しました。今回の合意事項につきましては、今年の11月末から12月頭にフィジーで開催されるWCPFC年次会合に勧告され、年次会合で採択されれば正式な決定となります。

次に、合同作業部会で合意されたIATTCの措置について御説明いたします。

太平洋の東側を管理するIATTCにつきましては、現行の管理と同様、2025年及び2026年に適用される2年間のブロッククォーターで管理しております。すなわち、ここに記載しております数字は、いずれも2年間の数字であることに御注意ください。こちらもWCPFCと同様50%の増枠を基本とした措置が合意されました。

なお、WCPFCが管理する太平洋西側における韓国の大型魚について年間300トンの追加増枠がなされたことから、太平洋の東側でも1年当たり300トン、2年で600トンを米国とメキシコで山分けする形で増枠が行われております。これらのIATTCの措置につきましては、今年の9月2日から6日にかけてパナマにて開催されたIATTC年次会合にて正式に採択されております。

続きまして、3ページ目の（2）のところ、太平洋くろまぐろの管理状況の報告を御覧ください。

今回の会合において太平洋くろまぐろの保存管理措置の議論のほか、各国から太平洋くろまぐろの国内の管理状況の報告が行われ、我が国からは青森県で生じた未報告事案を踏まえ、漁業法及び水産物流通適正化法の改正、漁獲監理官の新設等によりしっかりと管理

強化策を講じた旨、報告しております。

また、（３）監視取締措置を御覧ください。我が国として太平洋くろまぐろの監視取締りの強化を行っているところですが、国際的に取組として管理強化を行っていくことについて議論が行われました。議論の結果、各国が実施している監視取締措置に関する報告義務を設け、2025年以降、合同作業部会で太平洋の東西で統一的な監視取締措置を検討していく手続を定めた保存管理措置が合意されました。この管理措置についても先日の I A T T C 年次会合において、一部修正が加えられた上で合意されました。W C P F C 年次会合にて採択されれば、W C P F C においても正式な決定となります。

最後に５、今後のスケジュールですが、先ほど御説明したとおり本年11月28日から12月3日にかけてW C P F C の年次会合がフィジーにて開催され、今回の会議の勧告が議論される予定です。W C P F C 年次会合においても今回の会合で合意されたこれらの措置が採択されるよう、引き続き関係国への働きかけ等を行ってまいります。

資料４の説明は以上になります。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等ございましたらよろしく願います。

齋藤委員。

○齋藤委員 何点か伺いたいんですけれども、まずもって南半球のくろまぐろというのが系群といますか、同一のくろまぐろなのかどうかということ、そうなんだと思うんですけれども、確認ということです。

それと、ニュージーランド等の新たに200トンというのは相当大的な数量かなと思うんですけれども、これは今までくろまぐろを狙った操業あるいはミナミマグロほかの操業の中での混獲なのか、一定のW C P F C と I A T T C の枠組みの中で管理されていなかったまぐろ漁業が今まであったと、そういう理解になるのか、あるいはほかにも当該海域、フィジー、バヌアツとが仏領のニューカレドニアとかその辺の漁業でなお獲っている可能性があるのかないのか、その辺の情報があれば教えてください。

○かつお・まぐろ漁業室長 今の齋藤委員からの御質問ですけれども、南半球に回遊するくろまぐろの系群につきましては、我々の理解としては太平洋側を回遊するものが回っていくということで、最近資源が増えているということで広がりが増えてきているのではないかとこのように理解しておりまして、全く別の系群ということは聞いておりません。

あと、ニュージーランドの漁獲量につきましても基本的には混獲ということで理解しております。また、それ以外の国の状況についてもちょっとすみません、今手元にその資料を持ち合わせていないんですけれども、そういうことにつきましても、今後国際交渉の中でいろいろどれぐらいのくろまぐろの漁獲があるかについては注視していきたいと思っております。

○山川部会長 日吉委員。

○日吉委員 少しちょっとお聞きします。このまぐろの管理が入ったときにW C P F Cの方から三田会館というところで説明会を何回もやられたと思うんですけれども、そのときに2002年から2004年の漁獲実績で配分するというのが日本の主張だったと思うんですけれども、ここで先ほども質問されていたと思うんですけれども、新しくオーストラリアが40トンとかニュージーランドが200トンとか、新しいこういう配分、今まで実績がないところの配分が始まったわけなんですけれども、W C P F Cにおいてはちょっと考え方が2002年から2004年の考え方じゃなくて、違う趣旨の考え方がこれに入ったかということをお聞きしたいんですけれども。

○かつお・まぐろ漁業室長 2002－2004年というのがもともと基準でその規制がずっと入ってきて、今回もそこを基準にして増枠という形になっていますので、まずはそこをベースにしてやってきているということで、そこについては変わらないと。

○日吉委員 2002年と2004年の。

○かつお・まぐろ漁業室長 変わっていないと認識しております。

○日吉委員 ですけども、何を言いたいかというと、2002年、2004年のときはもう本当にまぐろがいなくなってしまうと、私も見たことがなかったと。今はもう全然、9年間皆さん頑張られて、沖合も沿岸も頑張られてこの実績ができたと思うんですね。そんな中において、まだ2002年とか2004年をずっと引きずって考えていたら、また同じ配分をされるのが僕ら沿岸にとっては怖いかなと思ってこの質問をさせていただきました。お答えは大丈夫です。

○かつお・まぐろ漁業室長 ありがとうございます。いろいろと漁業者の皆様の御協力でここまで資源が急速に回復してきたということはおっしゃるとおりだと思います。そうした中でどういった形で今後進めていくか、正に今W C P F Cの中にも長期戦略ということも議論をしているところですので、そういった中でどういう形でそこが認識されていくかということだと思います。

○山川部会長 三浦委員。

○三浦委員 全漁連の三浦です。

今の話を聞いていて、2002年から2004年を基本とする考え方は変わらないということなので、そうだとするとニュージーランドとオーストラリアの200トン、40トンの追加というのは、1.5倍に増加したということなのではないでしょうか。同じルールに基づいて増えたのか、それともそういうルールとは別に韓国のような形でここは200トン、40トンになったのか、その辺のところを教えていただければと思います。

○かつお・まぐろ漁業室長 すみません、ちょっと細かい数字の根拠までは私も今持ち合わせていないんですけれども、飽くまでも混獲ということで理解しております。

○山川部会長 ニュージーランド、オーストラリアはもともとなかったわけですね。ゼロだった。だから、1.5倍してもゼロはゼロなわけで、新たに付加されたと、そういうことではないのでしょうか。

○かつお・まぐろ漁業室長 私の理解としては、もともと資源が少なかったときにはそちらの方まで回遊している量も少なかったと思いますので、漁獲はそこまでなかったと思うんですが、近年の資源量の増加に応じて混じってきているというふうに理解しております。

○三浦委員 新たに追加したということなんですね。

○山川部会長 ほかにいかがでしょうか。

では、特になければ次の議題に移りたいと思います。

議題（３）「令和４管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」に基づく配分の現状について、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 山川先生、ありがとうございます。資源管理推進室長の赤塚でございます。

私の方から「令和４管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」に基づく配分の現状について、資料５、資料６の説明をさせていただきます。

まず、資料５でございます。これは配分の考え方についての原文でございます。

まずは１ポツの背景、２ポツの審議の概要についてまとめて説明いたします。

水産庁は平成30年５月から６月にかけて実施した第４管理期間の漁獲可能量の配分の手続における様々な御意見を踏まえまして、平成30年７月から始まる第５管理期間の配分に向けて漁獲実績以外に考慮すべき事項など配分ルールの見直しについて８月以降、漁業者や専門家の意見を伺いながら検討するとしていました。これを受け資源管理分科会の下に

くろまぐろ部会を新たに設置し、くろまぐろの漁獲可能量の配分方法に関して調査、審議することとなりました。第1回の会合は平成30年9月に開催しました。その後、第5管理期間以降の配分の考え方の取りまとめまでに合計5回部会は開催されました。

次のくろまぐろ部会の動きは令和元年でございます。この年のWCPFC北小委員会は、未利用分の繰越しルールの変更、具体的には繰越率がこれまで5%だったものが17%への引上げすることなどを勧告しました。これを受けてくろまぐろ部会は2回開催され、成果物としてその当時の5管理期間以降の配分の考え方を一部見直し、改正をしました。

直近の動きは令和3年でございます。この年のWCPFC北小委員会は、くろまぐろの大型魚15%増枠などを勧告しました。これを受けてくろまぐろ部会が2回開催され、成果物として令和4管理年度以降の配分の考え方が取りまとめられたところでございます。これが背景と審議の概要についての説明でございます。

2ページ目に移ってございます。

ここからの項目3と項目4は平成30年のくろまぐろ部会で取り上げられた項目についての記録でございます。このときの取りまとめは令和元年、令和3年に開催されたくろまぐろ部会の議論を経て後ほど紹介する内容に変更されてございます。

では、3ボツ、参考人の意見に対する委員の審議・評価についての説明でございます。これは平成30年に開催された第2回、第3回のくろまぐろ部会で聴取した参考人の意見とそれを項目別に整理して令和5管理年度以降の配分の考え方に盛り込む要素があるかについて、くろまぐろ部会が審議し、評価した結論を記載したものでございます。

まず、2ページ目中ほどになりますけれども、配分に関する論点の一つ目として経営の依存度というものが取り上げられました。当時、沿岸漁業の漁業者の参考人から、また、大中まき網の漁業者の参考人からそれぞれ経営の依存度について考慮してほしいという意見を多数寄せられました。ただ、その際には具体的に依存度を示すデータなどは示されておりました。これを受けてくろまぐろ部会としては、経営の依存度は当然考慮する必要があるとしつつも、統一的な数値的な指標を設けることはデータがないので難しいと言わざるを得ないと評価しました。ただし、特に沿岸漁業においては直近の漁獲実績をもって代替することが適当であるとされました。

3ページ目に入ります。

続いて取り上げたのが漁法の特性に起因する事項でございました。具体的には混獲についてでございます。まず、混獲というのは二つ種類があると。一つ目が他の魚種を目的と

した操業の際に生じる混獲とくろまぐろの大型魚を目的として操業した場合の小型魚の混獲があり、いずれの場合も配分に際しては考慮する必要があること、また、具体的な数値的な指標はないものですが、混獲対策の経済的負担というのは影響が大きい。配分において考慮すべきだ。だけれども、資源措置などによる対応も可能であることとされました。

そのほか、配分に当たっては一般論として専獲によってくろまぐろを漁獲し、経営上くろまぐろの水揚げに依存している漁業者に対する配慮が必要であること、また、資源の回復に伴って増えてくることが想定される30キロ近い比較的小型の大型魚の混獲についても配分において考慮する必要があるとされました。

続けて、資源の増大に対する責任でございます。

くろまぐろ部会に出席された沿岸漁業や定置漁業の漁業者の参考人の方からは、まき網漁業による大量漁獲によって資源が大きく減少し、管理を行わざるを得なくなったとの発言がありました。このことについて、小型魚を対象とした西部太平洋におけるまき網漁業によって、1990年代からの漁獲が親魚資源量に与えるインパクトが増大したことは事実であるが、まき網漁業ではほかの漁業よりも4年早く小型魚の漁獲規制を導入し、漁獲枠を削減した結果、現在はWCPFCの基準年、これは後ほども多々登場しますが、2002年から2004年の水準でございます。これの平均漁獲量の3分の1となっていることから、既に相応の負担をしているとの判断もあり得るとしています。

他方で、現在はまき網漁業以外の漁業による漁獲量が増加している状況にありますけれども、混獲等がある定置漁業などによる漁獲量も少なくないことから、これ以上小型魚の管理の負担を強いることは難しく、このくろまぐろ資源のインパクトのみを考慮した配分というのは困難であるとしてございました。

四つ目、地域経済への影響でございます。

参考人の方からの聞き取りによって、くろまぐろ部会としては漁業のほか流通や観光地などの関連産業など、間接的な波及効果も含めて地域的に経済には影響があると評価しましたが、その効果について一律に数値化することは困難であり、配分の根拠としては直接的な効果を及ぼす論点に絞らざるを得ないとされました。

次のページに進みます。

その他、くろまぐろ部会で留意すべき事項とされたものとしまして、まずは資源評価に用いるデータがございました。このデータの精度向上は結果的に漁獲枠の増大に貢献し得

る要素であるということで、国や業界全体で長期的に対応する必要があるとされました。

続けて、配分の基準については、W C P F Cの基準年で国内も配分すべきとの意見と今日も日吉委員からございましたが、流動的に変更すべきだとの意見があったこと、その他には漁獲管理を行うと実績に影響が出るため、漁獲管理を行う以前を基準とする必要があるとの意見もあったことが部会として留意されました。

続けて、産卵期の親魚の漁獲については、産卵期の親魚の漁獲を控えること以外で親魚による毎年の産卵量を確保するための方法として、未成熟魚の漁獲の抑制が掲げられました。また、I S C（北太平洋まぐろ類国際科学小委員会）では、親魚量と加入量の間には明確な関係が見られていないことから、産卵期の漁獲を特別に区別せずに資源評価を実施しており、これに基づくW C P F Cの資源管理措置も産卵期の漁獲を区別しないことが触れられました。本事項について、くろまぐろ部会は、親魚の漁獲を控える場合、産卵期かどうかは重要でなく、また、小型魚の漁獲を規制する方が将来の産卵資源回復に大きく貢献することから、配分の基本的な考え方において産卵期の親魚の漁獲については特に考慮しないとしつつも、多数の沿岸漁業者が産卵期操業規制の必要性を訴えている現状を踏まえて、この問題への丁寧な説明に努めていくべきであるとししました。

その他でございます。漁獲量が漁獲枠に達しなかった状態について、あえて漁獲をしない獲り控えと漁獲をしようと努めても漁獲枠の上限まで漁獲をできない獲り残しというのは区別して使うべきであり、努力して獲り控えた場合は、次の漁期以降の配分へ考慮すべきという考え方もあること、また、獲り残しについては我が国の漁獲枠を有効に使う観点から、例えば融通し合う仕組みが必要であることが留意されました。

ここまでの配分に関する事項です。

続いて、5 ページの方に移ってください。今度は管理に関する事項について当時のくろまぐろ部会が掲げた評価でございます。

まず、留保の取扱いについては、当時、依然として我が国の漁獲枠を超過するリスクが存在するため、国としての留保をゼロとするには時期尚早と言わざるを得ないとされました。なお、まき網漁業は、これまでの管理期間では漁獲上限を超えなかったにもかかわらず、第4管理期間ではこの漁業に対してのみ留保からの追加配分が行われず、配分に当たり留保された数量を原資として他漁業種類への配分を行っている。それにもかかわらず沿岸漁業者から非難を受けていることに対し、まき網が不満を感じているとの意見があったことが取り上げられました。

続いて、大臣管理分の漁業種類の区分については、業界間で調整した結果を踏まえて国として結論を出す必要があるとされました。

都道府県の漁獲枠管理については、第4管理期間から導入された月別、別の言葉で言うと期間別の管理は日本の漁獲枠を遵守する観点からは撤廃すべきではないが、これまで漁獲枠を遵守してきた都道府県はこれに縛られず柔軟に管理することも検討できるとされました。

四つ目、漁獲枠の融通について、来遊状況に応じて漁獲枠を融通するルールづくりを目指す必要がある、都道府県間での漁獲枠の融通を促進するためには、融通する都道府県などに何らかのインセンティブが必要であり、国内の仕組みを考えることも重要であるなどの評価がなされました。

次のページに移ります。

その他、国際的なルールに関する事項といたしましては、小型魚から大型魚への振替の適用は資源の回復には貢献しますけれども、資源回復に伴う小型魚の増加や卓越年級群を想定しての直近の漁獲の様相を考慮に入れて行う必要があるとされました。

最後に、日本の漁獲枠の増枠時の対応についても平成30年のくろまぐろ作業部会は評価を行ってございます。そのときの結論としては、平成30年当時は、その時点では具体的なルールは決定しないということの結論を出してございます。

続きまして、4ポツ、第4管理期間までの配分の考え方及び第5管理期間までの状況の説明に入ります。これは第1回目から第5回目の部会が第4管理期間中に行われましたので、それまでの期間の配分の考え方などが記載されてございます。

まず、配分の考え方については、日本の漁獲枠は2002－2004年の平均漁獲実績を基準にしたWCPFCの決定事項に基づいてございますが、国内配分は近年の漁獲実績を考慮し、また、沿岸漁業に配慮した数量としていました。具体的には、小型魚の配分量についてはWCPFCのルールでは2002－2004年の平均漁獲実績から半減となっているところ、まき網漁業ではこの2002－2004年の平均漁獲量の3分の1まで削減する一方、沿岸漁業では2002－2004年の平均漁獲量の半減に満たない削減幅で配分を行ってございました。

次のページに移ります。7ページです。

大型魚の配分量についても、WCPFCのルールでは2002－2004年の平均漁獲実績の等量となってございましたところ、近海かつお・まぐろ漁業等では、この漁業種類による2002－2004年の平均漁獲量の4分の1まで削減する一方、沿岸漁業ではこの漁業種類によ

る2002－2004年の平均漁獲以上の配分を行っておりました。

次のページに移ります。

ここからは平成30年1月から始まった第5管理期間の直前の状況でございます。

まず、W C P F Cの当時の目標を達成するまでの間は、小型魚の増大によって各漁業種類において漁獲枠を遵守するための混獲管理などの負担が一層増大することが懸念されることから、特定の漁業種類の漁獲枠を削減し、他の漁業に振り分けることが可能な状態にはないとされました。また、W C P F Cにおいては2019年以降の増枠について認められないことから、第5管理期間以降の漁獲枠の管理についても、それまでと同じ総枠の中で管理していかざるを得ないことを考慮しなければならないとされました。

5に移ります。ここからは令和3年に行われましたくろまぐろ部会における配分方法の審議結果についてでございます。

まず、W C P F Cにおいて直前にどんなことが決まったかを記載しています。令和3年10月に開催されたW C P F C北小委員会では、以下の措置について合意が得られました。一つ目が大型魚の漁獲枠を15%増やすこと。二つ目は未利用分の繰越率の上限を17%とする特例措置を3年間延長すること。三つ目は小型魚の漁獲枠の大型魚への振替を継続的な措置とすること。最後は小型魚の漁獲枠の10%を上限として、先ほどの振替に際して1.47倍を乗じることを認めることが決まりました。これを受けてくろまぐろ部会が2回開催され、これから紹介する内容が取りまとめられました。

まずは6ポツにあります配分の基本的な考え方でございます。令和4管理年度以降の配分に当たっては、経営の依存度を反映するものとして、まず過去のくろまぐろの漁獲実績を基本とするとともに、混獲回避のための負担の軽減と資源評価に用いるデータ収集の必要性といった要素を加味して、これから説明する考え方に基づき行うこととされました。

大臣管理区分と都道府県への配分については、次のページに移りますけれども、この令和4管理年度以降の基礎的な配分はW C P F Cの基準年、すなわち2002－2004年を基本として近年の漁獲実績の平均を勘案して配分し、配慮すべき事項は留保から配分するものとされました。

また、大型魚については、それまでの配分量がW C P F Cの基準年の平均漁獲実績よりも少なかったかつお・まぐろ漁業及びかじき等流し漁業については、令和4管理年度以降はこのW C P F Cの基準年の平均漁獲実績の数量以上の配分とするものとされました。

各都道府県への配分については、漁獲量の規制が始まる以前の直近年の漁獲実績を基準

とするため、小型魚については引き続き2010から2012年。これは自主管理が始まるより前の年でございます。これを基準とすること、大型魚については、数量管理が始まる直近の3年間である2015－2017年のこちらは4月から翌年3月の漁獲実績を基準として配分することとされました。

留保の扱いについては、漁獲実績に配分すべき事項については、留保から配分するものとされるという基本的原則が記されました。また、国の留保については、漁獲の管理が定着して、大型魚、小型魚双方とも漁獲可能量を超過するリスクは低減しているけれども、他方で大型魚については遊漁による採捕量を一定程度考慮する必要があるといった状況を鑑みて、当面の間、小型魚、大型魚ともに100トン程度を保持するものとされました。

続いては留保と、そして、国の留保として保持する数量の削減の結果生じた小型魚の数量の配分において何を考慮すべきかということについての記載でございます。

一つ目は、漁法の特性に起因する事項への配慮でございます。特に放流などの作業負担の大きい漁業は経済的にも負担が大きい混獲回避について、負担の程度を具体的な数値的指標を用いて算定することは難しいものの、配分に当たっては一定程度考慮することとされました。

次のページに移ります。

その上でまず小型魚については、加入の増大に伴って全ての漁業種類において漁獲管理の困難性が一層増すと懸念される一方で、まき網漁業においては小型魚の漁獲枠はW C P F Cの基準年の平均漁獲実績の3分の1であり、削減分の一部は既に沿岸漁業などに配分されているほか、留保についてもまき網漁業の配分量から拠出されたものとなっており、既に沿岸漁業などへの配慮が行われていることから、資源の回復を図るために日本全体として小型魚から大型魚へ漁獲枠を振り替えることとし、更に2021年のW C P F C北小委員会で決まった係数1.47倍のメリットを享受するために日本全体の振替量を400トン以上目指すものとするされました。

段落が変わりまして、国の留保として保持する数量の削減などの結果生じる小型魚の数量については、沿岸漁業などに対する配慮を行うこととされました。

大型魚については、沿岸漁業において漁獲実績を考慮し、留保から当初に上乗せ配分を行い、この際は直近の最大漁獲実績などを勘案するものとされました。続けて、近い将来、資源増大に伴って大型魚の中でも30キロに近い比較的小型の個体が増えていることが指摘されており、そのような大型魚が様々な漁法で混獲されるため、配分量が少なくなり漁獲

管理が難しい都道府県に対して、一定の数量を当初に上乗せ配分するものとされました。同様の理由により、かじき等流し網漁業に対しても一定の数量を当初に上乗せ配分するものとされました。最後に、小型魚から大型魚に漁獲可能量を振り替えた管理区分については、一定の数量を当初に上乗せ配分するものとされました。

続けては資源評価に用いるデータ収集への配慮でございます。11ページに移ります。

現状として、一部地域のひき縄漁業やかつお・まぐろ漁業は漁獲データが資源上評価に使われてございます。そのようなひき縄漁業について評価の精度を上げるということで漁獲枠の増大に直結するとの考えの下、留保から当初に上乗せ配分するものとされました。ここまでの配分の基本的な考え方でございます。

続けて、管理において実施すべき事項とされたものについて説明に入ります。

一つ目は漁獲枠の融通でございます。漁獲可能量の有効活用のために積極的に配分の融通を行うこととし、国はその仲介に努めるものとされました。

二つ目、都道府県の漁獲枠の管理については、現行の月別管理、期間別管理は枠の遵守のために引き続き続けることとしますが、枠を遵守してきた又は遵守できる体制が整っている都道府県については、よりよい管理方法の選択が可能となるよう運用すべきであるとされました。

三つ目、増枠時の対応ということで今回の議論にも関わってくるところでございます。ここについての考え方は、増枠時の配分はその時点での資源の状況、国際情勢、混獲回避率の向上などの技術開発の進捗状況によって決めるべきではあるが、その際には過去の実績を考慮しつつ、漁獲枠の管理の負担が大きい漁業者や獲り控えた都道府県、漁業などに対して配慮することを検討すべきであるとされました。

四つ目、未利用分の繰越しの扱いでございます。WCPFCでは、日本全体の漁獲枠の繰越し上限は17%となっており、考え方では大臣管理区分と都道府県については10%を上限とすべきであるとしています。また、日本全体で繰り越す数量と各管理区分や各都道府県の繰越量の合計との差分は国が留保として管理すること、この繰越分に係る留保を配分する際には、漁法の特性に起因する事項への配慮、資源評価に用いるデータの収集への配慮ということで——次ページに移ります——行うこととして、小型魚については沿岸漁業を、大型魚は沿岸漁業とかつお・まぐろ漁業を優先して配分する必要があるとしているところです。

その他といたしまして、この配分の基本的な考え方というのは、一定期間をめぐりに必要

な見直しを行うことが記載されてございます。

以上が資料5の説明でございます。

続きまして、資料6の説明に移らせていただきます。

これは資料5の配分の考え方に基づいてできた令和6管理年度の国内配分の基礎となる数字でございます。これをW C P F Cのルール上の数量、つまり小型魚については2002－2004年の平均漁獲実績の2分の1、大型魚は2002－2004年の平均漁獲実績、これらと比較したものでございます。

1点、今回の議論にも関係するものですが、この表にあります真ん中に令和6管理年度の基礎配分の合計数量がございます。この数字とすぐ左にあるW C P F Cルール上の数字が変わってございます。これは小型魚から大型魚への枠の振替を行ったことによるものでございます。このため、国内の配分の数量としましては、小型魚は3,565トン、大型魚は6,263.7トンが起点となることについて是非委員の皆様、留意のほどよろしく願います。

事務局から資料5、6の説明は以上でございます。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等よろしくお願いいたします。

齋藤委員。

○齋藤委員 二つ意見といいますか、言わせていただきます。

まず、配分の考え方の紙の11ページです。データの貢献度といいますか、これは小型魚では、ヨコワのひき縄は貢献度があるということで理解するところでございます。もう一つ、かつお・まぐろ漁業でありますけれども、これは我々ほぼ半世紀ぐらい綿密なデータを提供していると、そのように考えています。また、私も気仙沼漁業協同組合でございますけれども、組合員の船ではなお求められているデータ以外にも例えば食性、胃袋の中身の提供であったりとか、あるいはくろまぐろに限らないわけですが、魚の雄、雌の別であるとかいろんなデータを提供しておるところです。それが我々はやはり増枠の貢献できるものだと思ってやっておるわけです。そういったことに対する評価が最後のところで優先的に配分するという言葉がありますけれども、そこは是非強く評価してもらいたいと、そういうことでございます。

それから、二つ目は最後の令和6管理年度の国内配分の横の紙でありますけれども、大型魚、これもかつお・まぐろ漁業の欄を見ていただくと、15%の増枠があったときに一定

程度増枠させていただいたところであるんですけれども、その辺が特に沿岸漁業等の方から誤解されている面があるということがあります。その辺の説明をよくやってもらいたいと。令和6管理年度においてもAの欄、752トンでありますけれども、これは流し網との合計の数量です。これを分けると、103%というのは現状でも100を割っているということになります。そういったところを赤塚さんは起点とおっしゃったけれども、そういうベースラインをまずは公平なラインでスタートラインに立たせてもらいたいと、そのように思っています。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

資源評価のデータの件と、それから、15%の増枠があったときの経緯、あと2002から2004年の実績と令和6管理年度基礎配分のこの数字についての説明がありましたけれども、今の件について何か補足説明みたいなものは水産庁からございますでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

指摘ありがとうございます。まず、いろいろな先ほどの4点について、今回の今のところは平成30年、令和元年、令和3年と3回の中でどういうふうなやり取りがあったという歴史を振り返るところでございまして、その結実として出てきているのが令和6管理年度の基礎配分でございます。その中においてその時の意見が十二分に反映されたというふうには受け取られるところもございまして、先ほど齋藤委員からありましたように、当時自分たちが思っていたものが十二分に還元されていないと感じられるところもございまして。そういうものを今回、これからの管理年度以降の配分の基本的な考え方にまた取り込んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○齋藤委員 また、令和6管理年度の国内配分の表でありますけれども、要はA分のBというところがまき網漁業、それから、沿岸、かつお・まぐろ漁業の欄があるんですけれども、比べると既に差があると。なお103というのは流し網漁業とかつお・まぐろ漁業を分けると、かつお・まぐろ漁業は100以下になる、そういったことを申し上げたところです。

○山川部会長 では、ほかにもございますでしょうか。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

ちょっとまず1点確認事項としまして、現在水産庁から説明のあったところは飽くまで今までの話で枠が増えると、国際的な結論としてですね。そのときどうするかという話は後に議論する機会があるということでよろしいですね。ですから、今私はそれに関する発

言はしなくていいということですね。

その上で2点教えていただきたいことがございます。全体として小型魚を獲るよりは大型魚を獲る方がいいということは一般的な常識でもあると思うんですが、これ二つの視点から考えて、具体的な数値はなかなか難しいかと思うんですが、二つの視点というのは、まず資源面で考えて大型魚を獲った方がいいというのは、これは何となく分かります。今度は経済とか経営面で見て、例えばですけれども、1匹は1匹ですから、小さかろうが大きかろうが、私どもが働いている福井県とかだと、小型魚が結構入る。しかも、大型魚にちょっと届かないぐらいなので、それを放流する、しないというのを非常に苦慮されているというのは聞きました。自己紹介がてら、私は第1回のくろまぐろ部会の際の委員なので、もう5年ぐらいブランクがあるので結構変わっていますし、私自身の記憶もちょっとということですよ。

もう一個、余り話に出てこないまき網漁業の混獲、特に先ほど両方おっしゃっていましたが、ほかの魚を獲ろうと思ったら入ってしまう混獲及び大型魚を狙っているのに小型魚が入ってしまう混獲、この両方について私の理解が追いついていないだけかもしれませんが、余り話題に上ることが少ないので、その実態についてこれもざっくりとした感じでよろしいので、教えていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○山川部会長 まき網の混獲については青木委員でしょうか。

○青木委員 青木です。

まき網の混獲に関してなんですけれども、近年、特にマイワシですとかサバとか、サバは資源が減少して余り獲れないんですけれども、マイワシを獲るときにやっぱり網の中に入ってきてしまうんですね。網を突き破られたりですとか、そういった余計な手間も掛かっていますし、混獲はやっぱり資源増大とともにかなり増えてきています。まき網としては、小型魚は専獲を日本海と太平洋ではやっておりませんで、全て混獲として枠を使っています。そういった枠もどんどん上限に近づいてきておまして、混獲の管理もかなり今現状の枠ですと難しくなっているような状態で、年々増えてきているというところであります。

○山川部会長 この混獲自体は管理が始められた当初はそれほど問題ではなかったけれども、特に資源の増大に伴って近年問題になってきていると、そういう理解でよろしいですか。

○青木委員 はい。そのとおりです。

○山川部会長 三浦委員。

○三浦委員 三浦でございます。

この資料の中でまき網さんは小型魚の漁獲枠が1,500トンまで減ってきた中で、資源減少の原因となったものはしっかりと払拭されているんだという書き方をされているんですけども、過去の配分を振り返ってみますと、くろまぐろの小型魚の資源管理は2015年から始まって、その当時は大中まき網2,000トン、その他の漁業で2,007トンですよ。そこからスタートしたんですよ。これは実績割りで沿岸・まき網の漁獲量を、両方半分にしたということ。ですが、沿岸漁業を考えてください。小型魚を主体に獲っていて、それを急激に半減したということの経営へのインパクトが大きいことに対して、まき網であれば大型魚を獲ることもできるし、他の魚種を獲ることもできます。こういった状況の中で沿岸小規模漁業者が生活する上での経営への配慮というのが足りなかったんだと私は思っております。

特に海外を見てみますと、ノルウェーのタラ漁業では1990年に総漁獲枠によって配分率に変化をする、そういったことを始めたと聞いています。今回のようにくろまぐろ資源が減少し、漁獲枠を減少、削減する場合には、その割合を傾斜させ、沿岸漁業に大体69%から80%を振り分けているように、総枠の8割から7割を沿岸漁業の漁獲枠に振り分けて経済的な影響緩和を図るなど小規模沿岸業者への経済的インパクト削減への取組や配慮を海外では行っています。

そしてまた、今度は漁船の大きさのグループによって傾斜配分を行っている、そういった配慮がある中で、日本においてはほとんどの漁獲枠が実績割となっている。そのような状況で、小型魚を500トン減らしたからと言って、資源を減少させたことの裨益が済んだとかそういう話ではなく、実績割だけでいいのかという議論をしておらず、小規模経営へのインパクトや経営の状況を考えながら配分するのが本来の姿だと私は思います。

○山川部会長 日吉委員。

○日吉委員 今の三浦委員と私もほぼ同じなんですけれども、赤塚さんのこれは今までの考え方を示した文書だとお聞きしたのでよかったなと思うんですけども、その中でまき網さんもマイワシを獲っていて、混獲で相当苦労しているという今お話もありまして、そのとおりだと思います。どうやっているんだろうと、沖合で。マイワシを大量に獲っているときにメジがいないわけがないですよ。

それが資源が増えてきてもそれで収まっているというのはちょっと疑問点もありますけ

れども、沖合でも相当努力されて私たちと同じようにされているんだなという思いはあるんですけども、ここで3回ほど2002年から2004年のまき網の平均漁獲が4,545トンだということを再三この文書で3回も言っているんですね。それで今1,500トンしか獲っていないということを言っているんですけども、ここに原因があったんじゃないんですか。九州のまき網とか朝鮮半島の間のところというのは、物すごい量でしたよね。サバより安かったですよ、その当時メジが余りにも大量に獲っていたから。普通のサバより安いんですよ、まぐろが。そのことが原因だったのに、それを3回も幾ら水産庁が許認可を持っている漁業だからといっても、これを3回もこの文書で言われるのは、僕は沿岸としては許せないし、また、大型魚は獲っても問題ないというけれども、お腹に産卵魚を持っている魚を獲るということはまた違うんじゃないかなとは思いますが。

多分太平洋側では、お腹に卵を持っているものというのはもちろん御存じだと思いますけれども、油がないので商品にならないですよ。これも魚価が安いんです。多分1,000円以下で回るでしょう、くろまぐろの大型は。だから、太平洋でほぼ獲っている人はいないと思う。その時期に境港なんかでは、その時期に獲ると嫌がるから、それはどうにかしても、ここで産卵魚を獲ったりとか大型魚を獲るというのはインパクトが薄いと言っちゃうのは余りにもちょっと海をなめているかなと。じゃあ、ほかの漁業で、ズワイガニでお腹に卵がいるものを獲るんですか。そういうところに行きませんか。大型魚と書かないで産卵魚というものがあの当時、10年前、いろんな日本海の漁船業の人たちは相当三田会館でも議論がありました。太平洋側の僕らは余りそれには関係しなかったけれども、彼たちの思いが少しはあるんだろうから、ここにそういう何か大型魚を獲っても資源にはそんなに関係ない、小型魚と一緒に言い切っちゃうのは、誰がこれを言い切れるんでしょうか。

ちなみに僕も言い過ぎかもしれませんが、多分研究者が言っている以上に増えていますよ、まぐろは。私のところの静岡県定置では、大型、小型を去年4万尾ほど放流しました。獲っているものはその何分の一です。京都でも同じでした。京都は漁獲量の11倍を放流していました。日本の漁獲量で、京都だと漁獲量のほぼ4割ぐらいを放流したことになっているんですけども、私のところの4万匹というのも相当少なくしています。なぜか、分からないから。網を沈めて放流したり、操業をやめてやっているのは何匹いるか分からないですよ。

それで、僕ら定置漁業者というのはこれを多く言わないです。なぜかという、小型を獲りたくないから。僕もこうやって小型のことを言っている。でも、水産庁にしてみれば

それなりの施策はしてくれています、定置に対しては。小型の混獲に対しての要は政策みたいなことをしていただいていたので、私たち定置漁業者は小型を獲りたくないです。だから、放流している数も多分もっとだと思います。

そういうことで初めですからもう一つ言わせていただくと、ちょっとここでは関係ないですけれども、来年からブリのTACも始まります。私たち定置漁業者は積極的に水産庁から上がってくる意見を支持して、積極的にブリのTACに来年から臨もうとしています。その中で、くろまぐろが以前は初夏が多かったんです。今はもう通年入るようになってしまいました。ブリのシーズンにも入る、今年もそうでした。大型も小型も一緒に入ってきました。数量が増えているからです。そういうものもどこかのところで確かにまぐろじゃないですけれども、新しく資源管理をすると漁業者が積極的になっているところについて、ちょっと後押しをするようなまた方針をしていただければ幸いです。すみません。

○山川部会長 三浦委員。

○三浦委員 産卵親魚の話が出たので、私の方からも一言意見させていただきます。産卵親魚は産卵場所一か所に集まってくるので、まき網漁業ではすごく獲りやすい魚なんですよ。ここに行けば一網打尽にできるので、すごい獲りやすくなる。そういった産卵期の魚を漁獲して本当に資源に何ら影響がないということを言い切れるのかということを沿岸漁業者はずっと言ってきました。特に、海が精子で白くなるぐらいまで巻いています。また、経済的価値を考えたときに、このような魚を漁獲して、まぐろ全体の相場が下落すれば、それはまき網漁業にとってもよくないことになりますし、沿岸漁業者が一本釣り等で鮮度よく獲っているまぐろまで安くなってしまいます。そういうことまで考えていく必要があると思います。もう少し書き方に工夫や配慮がないと、これを読んだ沿岸漁業者は納得が出来ないのではないかと思います。

○山川部会長 御意見いただきました。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

青木委員。

○青木委員 産卵時期のまき網に対する非難、くろまぐろブロック会議なんかでもちょっと意見が出ていたと思うんですけれども、我々もルールを破ってまで産卵魚を獲りたいというふうにはもちろん思っていないくて、産卵時期を狙って獲るというよりは、ISCですとか科学委員会で影響がないと、親魚量と加入量の間には明確な関係が見られていなく、小型魚の漁獲を規制する方が資源回復に大きく貢献するというふうにされておりましたの

で、魚をそのとおり獲っているというところです。

小型魚に関しては2011年からずっと規制しておりますし、その結果が今の資源回復へとつながってきていると思いますので、科学的に産卵魚を獲ると資源回復が駄目ということになれば、もうそれをお示しいただきたいですし、我々も資源を回復したいので、そのことに協力するように業界でやっていきますので、よろしくお願いします。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

産卵群のインパクトの話になってまいりましたけれども、ここでは（３）の「令和４管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」の文章の内容について御質問・御意見をいただくということです、それを踏まえて「配分に当たって考慮すべき事項」については（５）のところでまた御議論いただくということになりますので、よろしくお願いします。

ほかにこの「令和４管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」について、資料５ですね。こちらの資料につきまして御質問、御意見等いかがでしょうか。

よろしいですか。またもしございましたら、当然関連する内容ですので、次の（４）とか（５）、この辺りで御質問、御意見としていただいても結構かと思しますので、よろしくお願いします。

では、次の議題（４）に入っていってよろしいでしょうか。

議題（４）ブロック説明会等における主な意見について、事務局から資料の説明をよろしくお願いします。

○資源管理推進室長 事務局からブロック説明会等における主な意見ということでございまして、資料７の説明を行います。

この資料は水産庁が開催したブロック説明会で頂いた国内配分に関する意見を紹介したものでございます。

まず、ブロック説明会の概要でございます。2024年８月に全国５か所で開催いたしました。直前にWCPFCで増枠が北小委員会として勧告されたところでございまして、その場合の国内配分について意見を伺ったところでございます。参加者については対面で延べ約290名、ウェブ参加では延べ550回線の参加を頂きました。

この開催に至った経緯でございますけれども、このくろまぐろというのは日本全国で、それこそ様々な漁業種類によって獲られてございますし、遊漁によっても獲られているものでございます。今回の増枠勧告に伴う国内の配分に対しては、これらの大勢の関係者が

強い関心事項を持っていると、そういった認識がありまして、水産庁としてはくろまぐろ部会の委員の皆様こういった意見を届けるための最善のやり方としてこのようなブロック会議の開催に至ったところでございます。

1枚資料をおめくりください。

ここからブロック説明会で頂いた国内配分に対する意見を記載してございます。冒頭ちょっと触れましたけれども、このくろまぐろ部会というのは配分方式について調査し、審議する場でございますので、この資料は国内配分に対する意見を取り上げたものでございます。ただ、実際に会議では配分に限らず様々な御意見を頂きました。こういった御意見については、詳細な議事録を参考資料としまして今日皆様の方にお配りしてございますし、水産庁のホームページにも先ほど掲載をしているところでございます。このことをお含みおきいただきまして、国内配分に対する意見をこれから紹介させていただきます。

まずは配分基礎でございます。これは大臣管理区分と都道府県、沿岸漁業への配分の考え方についての御意見でございます。沿岸漁業の関係者の方からは以下のような意見を頂きました。

昔ははえ縄漁業に250本も針をつけて操業していたが、現在は10本しか針をつけなくても六、七本かかり、放流している状況。これまで国内配分を基礎から見直してほしいと訴えても、増枠のタイミングでしか検討できないという回答だった。今回の増枠では、必ず配分の基礎から見直してほしい。

直近の漁獲実績も考慮した配分基準の見直しをお願いしたい。

くろまぐろの数量管理に取り組まなければいけなくなった原因は、大中まきによる小型魚の過剰漁獲であり、配分について基礎から見直すべき。沿岸漁業へ十分な配分をした後、残りで大中まきの配分を考えるべき。

配分の根拠として過去の実績は外せないと思うが、国内配分は古い2002－2004年にこだわる必要はない。

基礎配分の在り方を見直して、直近3年から5年の実績値にすべき。

今回の増枠は沿岸がこれまで我慢した結果であると思っており、大臣管理と沿岸への配分は過去の実績にかかわらず、小型魚は混獲管理として増枠分全量を沿岸に配分し、大型魚は比率が半々となるよう配分してほしい。

大臣管理漁業と沿岸漁業との配分の差を解消してほしい。増枠分を全て沿岸に配分しても差は解消しない。大臣管理漁業と沿岸漁業は等分が妥当だと考える。

国際基準とはいえ、2002－2004年を基準とし続けることは疑問。直近の2021年－2023年の漁獲実績を国内配分の基礎としてはどうか。これをベースとしつつ、沿岸への配慮で大臣管理と沿岸漁業の数量を半々としてほしい。

2002－2004年を基準とすることや漁獲実績に応じた配分とすること自体がおかしい。小規模漁業への配慮は国連決議など随所にあり、まず沿岸に十分な配分をし、その後、枠が残った場合には大臣管理に配分すべき。

現在の2002－2004年基準について、当時自分はまだ小学生、県内配分は「県は国の基準に従う」として同じ基準を用いており、実績を積むことも困難。現状は若手に不公平であり、配分基準を変えてほしい。

現在の枠では、1漁協で年数本獲ったら終わる量しかなく、生活可能な数量が必要。不公平感のない配分をしてほしい。

とにかく現状の枠では少な過ぎるので、適切な枠を配分してほしい。

資源の減少が大中まきによるものであることは明らかであり、大型魚の50%増加分は全て沿岸漁業とかつお・まぐろ漁業へ配分し、大中まきへは今回の増枠分の配分凍結を要望する。かつお・まぐろ漁業への大型魚の配分が1,000トン規模になれば、現在のI Qを一時停止して、漁獲実績を新しく取り直せるのではないかという意見を頂きました。

かつお・まぐろ漁業関係者の出席者の方からは、水産庁の指示に従いI Q管理に移行したが、漁業者間での格差が拡大し、不和が生じている。せめて増枠で多く配分されれば、不和が少しは解消すると考えるので、増枠の重みづけをしていただきたい。小型魚のかつお・まぐろ漁業への増枠もお願いしたいという意見を頂きました。

次のページに移ります。

大中型まき網漁業関係者の出席者の方からは以下の意見を頂きました。

これまでも大中まきは沿岸漁業向けに相当抛出しているほか、小大交換や繰越しにおいても沿岸に配慮されている。こうしたことから増枠の配分は、令和6管理年度の当初配分を基礎とし、増枠分を平等に配分してほしい。

昨今の油代などの資材高騰もあり、今回の増枠に期待している。これまで沿岸に配慮して枠を抛出してきた経緯もあり、公平な配分をお願いしたい。

都道府県職員で出席された方からは以下の意見を頂きました。国内配分については、直近3年間の漁獲実績を基礎としつつ、増枠分は沿岸への配分で沿岸へ手厚く配分してほしい。

続けて配分において考慮すべき事項ということで、幾つか意見を頂いてございます。

まず、事項その1は沿岸漁業という考慮事項でございます。

沿岸漁業関係者の出席者の方からの意見でございます。

そもそも大中まきによる小型魚の漁獲が資源減少の原因であり、今回の増枠分は全て沿岸へ配分すべき。

過去の配分は大中まきを優遇しており、今度こそ沿岸へ十分な枠を配分すべき。

沿岸漁業者はこれまでの不公平な配分で8年間我慢してきた。今回の増枠は全面的に沿岸へ向けるべき。

前回増枠時は、結局大中まきに多くの量が配分された。今回こそは沿岸に多く配分すべきであり、大型魚の増枠分のうち3分の2は沿岸へ配分すべき。

小型魚の管理に苦勞しており、小型魚の配分でも沿岸に配慮してほしい。

当地域の沿岸のはえ縄では、漁獲の99%がくろまぐろであり、くろまぐろしか獲れない。大中まきは様々な魚種を獲ることが可能であり、くろまぐろしか獲れない沿岸へ優先配分すべき。

現在、29人で2.2トンを分け合っており、くろまぐろが前浜に来ても獲れない状況。生活できるような配分をお願いしたい。

資源の減少が大中まきによるものであることは明らかであり、小型魚の10%増枠分は沿岸漁業へ優先配分してほしい。

大中まきは様々な魚種を獲ることが可能だが、我々はくろまぐろしか獲れない。数十隻の大中まきではなく、2万人以上いる沿岸漁業者のことを考えて配分してほしいという御意見を頂きました。

続けて、先ほど上がった沿岸漁業関係者、大中小型まき網漁業関係者、かつお・まぐろ漁業関係者、都道府県職員に該当しないその他の出席者の方々も意見を頂きました。過去の漁獲実績がない県にも今後くろまぐろ漁業が始められるよう配分すべきというものでございます。

ページをおめくりください。

引き続き配分において考慮すべき事項の意見でございます。二つ目の漁法の特性に起因した事項、特に混獲回避に対する考慮の意見でございます。

沿岸漁業関係者の方からは以下のような意見を頂きました。

都道府県別の配分では、現状枠の少ないところへ優先配分すべき。

資源が増え、枠が少ない県も放流して枠を超えないよう努力している。配分においては沿岸への配慮は当然のこと、漁獲実績以外のことも考慮してほしい。

県の大型魚枠は少なく、すぐに採捕停止になる。今回の配分では混獲回避などで苦しい思いをしている枠の少ないところへ優先配分すべき。

資源の増加に伴って、これまで獲れなかった漁業種類でも混獲が非常に増えている。混獲対応の数量が増え、専獲分の枠が減っている状況にあり、混獲対応に十分配慮した配分としてほしい。

14トンと100隻で分けている大変苦しい状況。採捕停止命令が出たため、盛漁期に操業を断念せざるを得なかった。国の指示を守ったことも評価し、少ない枠の管理区分へ十分配慮した配分をしてほしい。

定置網は混獲率が非常に高く、枠内で操業するために大量のくろまぐろを放流しているが、その際にほかの魚種も一緒に放流されており、経済的な損失が大きい漁業種類。資源管理の作業負担、経済的負担の大きい定置、はえ縄、一本釣りに優先的に配分してほしい。

現在の配分の考え方に記載されている「混獲回避を行うなど漁獲枠管理の負担の大きい漁業者や獲り控えた都道府県、漁業などに対して配慮することを検討すべき」という部分を重視して配分すべき。また、放流の作業負担や尾数、日にちなど放流についても考慮して配分してほしい。

大中型まき網漁業関係者の方からは以下の意見を頂きました。

大中まきでもサバなどの漁獲の際に混獲されてしまう。大中まきでもくろまぐろの混獲管理に苦労しており、混獲対応への配慮が必要だ。

都道府県の職員の方からは以下の意見を頂きました。

県内で枠を細分化した場合や前期に獲り控えたが、後期に期待した漁獲がなかった場合など消化率が低くても獲り控えている場合もある。そうした獲り控えの事情も考慮してほしい。

枠の少ない県も枠の多い県と同様にくろまぐろを放流していることを配分で考慮してほしい。

その他のグループの方からは、今回の増枠分は資源の回復により来遊量が増加し、苦しんでいる沿岸漁業へ配分すべきとの意見を頂きました。

続いての配慮事項は、資源評価に用いるデータの収集についてでございます。このことについて、沿岸漁業の関係者の方から資源評価に必要なデータの収集への配慮等、現在使

われていない記述は考え方から削除すべきだとの御意見を頂きました。

ページを移ります。

配慮すべき事項のその4、地域経済への影響でございます。沿岸漁業関係者からは以下の意見を頂きました。

大規模漁業者の漁獲は単価が低く、単価の低い水揚げがこれ以上増えることは国内相場下落を招く。この点も考慮して、沿岸漁業者への重点配分を要望する。

大中まきによる小型魚漁獲が資源に与えるインパクトはまだまだ高い。また、大中まきは小型魚から大型魚へ枠を振り替え、単価の高い大型魚を獲ることも可能。こうした対応が困難な漁業に十分な枠を配分すべき。

大中まきは近年夏に大型魚を漁獲して、単価の高い冬まで畜養し出荷して利益を上げている。小規模漁業者にそのような取組は困難であり、配分においてはそういった収支の実態なども考慮すべき。

まき網が効率的な漁業であることは認めるが、今後は価値を考えて漁業をすべき時代。インバウンドへの対応や将来の日本の漁業構造をどうしていきたいかなど、将来を見据えた配分の検討をお願いしたい。

都道府県職員の方からは以下の意見を頂きました。

配分は大臣管理と沿岸で1対1となるようにしてはどうか。また、枠の数量や配分方法だけに焦点を当てず、これまでの配分の結果、それぞれの収入面がどうなったのかを検証してほしい。

当県ははえ縄漁業の収入に対するくろまぐろへの依存度は、平成30年は9%程度だが、令和3年以降は40%以上となっており、くろまぐろで生活している状況。こうした小規模漁業者の経営状況も考慮した配分をお願いしたい。

その他のグループの方からは、価値の低いくろまぐろを獲る大中まきに配分せず、価値の高いくろまぐろを獲る漁業に優先して配分すべきとの意見を頂きました。

続いては配慮すべき事項の五つ目でございます。新規就業者への配慮でございます。

このことについて沿岸漁業の関係者の方から、若手漁業者ではあるけれども、過去実績がないため現在は年1本しか漁獲を許されておらず、生活が成り立たない。生活できるよう沿岸への配分を手厚くしてほしい。

過去の実績ベースでは、若手や新規就業者へ枠が配分されないので、新規就業者用に枠を配分するなど、その新規就業者対策を考えてほしい。

沿岸漁業者が生活できて、若者を含め将来を考えられる枠が必要。

他県から移住してくるまぐろ一本釣りを始めたが、枠が小さく生活ができない。水産庁は漁業者の夢を壊していると感じる。沿岸漁業者への十分な増枠を要望する。

地域にとって若手や新規就業者は最も重要であり、今回の配分において国の将来を考えた新規就業者対策を何か盛り込むべき。

配分の考え方で、新規就業者への配慮について何か言及してほしい。若手が夢や希望を持てる資源管理、対策をお願いしたい。

続けては配分すべき事項としては最後でございます。その他でございます。

沿岸漁業の関係者の方から、今回の増枠は遊漁・大中まきを含め全ての関係者がメリットを享受すべきだが、これまで我慢した既存漁業者に特に手厚く配分すべきとの意見を頂きました。

ページを移ります。

続いては都道府県の間での配分の基準でございます。このことについて沿岸漁業関係者からは以下の意見を頂きました。

大型魚は最大漁獲実績を基準とし、その1.5倍を配分すべき。

これまで小型魚を獲っていた。近年は大型魚が大量来遊するので大型魚を獲りたいが、実績がないため枠がなく獲れない。こうした点も考慮し、基礎配分から見直すべき。

都道府県職員の方からは以下の意見を頂きました。

大型魚の都道府県別配分は、まず最大漁獲実績まで配分してほしい。

都道府県別配分については、近年の漁獲実績を重視すべきだが、過去の最大実績を重視する意見もあり、例えば過去の最大実績と近年の漁獲実績のハイブリッドを検討してはどうか。

その他のグループの方からは、今回の増枠配分は過去の実績にとらわれず配分すべきとの意見を頂きました。

続いては国の留保でございます。

現在、大型、小型魚とも100トン程度を枠の超過リスクなどに対応するために管理年度末まで国が保持する留保枠としています。このことについて沿岸漁業関係者の方から、その数量を100トンから減らしてもよいのではないかという意見を頂きました。

次のページに移ります。

今度は遊漁の対応でございます。このことについて遊漁関係者の出席者の方からは以下

の意見を頂きました。

欧米は漁業より遊漁の方が枠が大きい。日本は40トンと僅か0.3%程度であり、数日で採捕停止となる状況。経済効果を考えれば、遊漁枠を設定して遊漁も増枠すべき。

遊漁には大きく分けてプレジャーボートと遊漁船業があるが、遊漁船業はそれで生活している生業であり、現在は採捕停止によりほとんど営業できていない状況。配分において配慮が必要。

現在の遊漁の40トンは科学的根拠のない数字。遊漁枠を設けるとともに、経済効果も考慮して遊漁へ十分縄を配分すべき。釣具や宿泊なども含め、1匹のくろまぐろによる遊漁の経済効果は漁業の比ではない。また、増枠後の値崩れが心配されているが、遊漁は販売しないため値崩れは起きない。

沿岸漁業者に手厚く配分すべきだが、数日で採捕停止となる遊漁にも十分な枠を配分してほしい。個人的には、現状は4日で7トンの採捕があり採捕停止となるので、月20日で35トン、12か月で約400トンあれば十分。

遊漁の経済効果は高く、遊漁にも公平に配分してほしい。

遊漁はルール次第で少ない枠でも管理可能であり、遊漁と漁業が共存可能な方法はあると考えている。

遊漁の管理は、プレジャーボートと遊漁船業を分けるべき。その上で遊漁枠を設定してほしい。採捕停止命令が出ると予約を断らざるを得ず、経営にとって大きな打撃となる。

沿岸漁業に手厚く配分するとともに、遊漁にも十分な枠を配分すべき。遊漁で年間400トンや500トン程度を獲っても資源への影響はほとんどないと考えている。

遊漁船業はとにかく営業を継続させてほしい。1人1年に1尾でも1船1尾でもよい。数量については、今の4倍（160トン）あればよいと思うが、キャッチ・アンド・リリースが改善されればもっと少ない数量でも問題はない。

沿岸漁業者からは以下の意見を頂きました。

遊漁と漁業では経済効果の基準も異なると思うので、一概に比較が困難。慎重に検討すべき。

遊漁への配分量は自家消費の範囲内の数量とすることを要望したい。

次のページに移ります。

続いては未利用分の繰越しの取扱いでございます。

現在、前の管理年度の未利用分について日本全体の漁獲枠は17%まで、それぞれの大

管理区分やそれぞれの都道府県については10%まで繰り越せるルールとなっております。
このことについて沿岸漁業関係者の出席者の方から以下の意見を頂きました。

近年は消化率が高まり、追加配分が減少傾向となっている。結果として沿岸に配慮する数量が減少しており、この対策が必要だ。

繰越しの各区分10%までという上限は引き上げてほしい。

都道府県職員の出席者の方からは以下の意見を頂きました。

追加配分原資が年々減少しているので対応が必要。

繰越しについては、現状の措置を維持してほしい。

続けて小型魚から大型魚への漁獲可能量の振替についての意見でございます。

現在、国全体として400トン以上を振り替えることを目標として掲げてございます。加えて、現在の管理年度では同一の大臣許可漁業又は都道府県内での振替を要望調査を踏まえて行ったところでございます。このことについて、沿岸漁業者の方からは1.47倍で小大交換できる措置が恒久化するが、小型魚の全体枠が減ることは、小型魚が混獲される定置網にとってマイナスとなるため、その扱いは慎重に検討してほしいとの意見を頂きました。

都道府県の職員の出席者からは、小型魚から大型魚へ400トン以上振り替えるという規定は、今回の小型魚と大型魚の増枠バランスを踏まえ、一定程度に抑えてもよいのではないか。また、今回1.47倍での振替が上限なく恒久化することを受け、県内の小型魚から大型魚への振替をいつでも簡便にできるようにしてほしい。

小型魚から大型魚への振替措置の上限が撤廃されるが、小型魚の枠を持つ都道府県だけが得をする。振替を行うに当たっては、小型魚の枠を持たない都道府県へ優先的に配分してほしい。

小型魚の漁獲抑制の取組の結果、大型魚が増枠されたのであり、小型魚の管理に努力した漁業者にも大型魚を配分すべき。小型魚の実績しかない漁業者には大型魚は配分されないが、大型魚にシフトしたい漁業者もいる。

小型魚から大型魚への振替を現状の1.4倍からもう少し重みづけをするなど、振替対策をお願いしたい。

次のページに移ります。

その他の配分に関する意見でございます。

沿岸漁業関係者の出席者の方からは、自分の県には配分ゼロの漁業者もいる。ゼロは何倍してもゼロであり不公平。例えば増枠分を都道府県別に均等（1県あたり60トンから70

トン)に分けてはどうか。大中まきも船籍県があり、各県へ均等配分された数量の中で大中まきを含めどう配分するか県内で検討すればよいという意見を頂きました。

都道府県職員の出席者の方からは、国で放流数を把握し、配分に反映してほしい。最低限そのようなデータは集めるべきとの意見を頂きました。

最後、その他ということで配分の検討に関する意見を御紹介します。

沿岸漁業関係者の方からは二つ意見を頂きました。

我々の意見を全て正確にくろまぐろ部会の委員に届けてほしい。

過去のくろまぐろ管理が適切だったのか、今後の話をする前にこれまでの評価をすることが重要。

その他のグループの方からは、そもそも管理当初に大中まきに2,000トン进行配分したことが間違いであり、これまでの配分の評価検証をしてから今後の配分をすべき。

くろまぐろ部会では、これまでの配分の経緯や国際的な議論を全て把握してから今後の配分を議論すべき。W C P F Cの関連資料は全て日本語に訳して委員に事前に説明すべきであり、その訳した資料は全ての漁業者や報道関係者とも共有すべきとの意見を頂きました。

資料7の説明は以上でございます。

○山川部会長 ありがとうございます。

関連して資料10-1から10-5に各ブロックの説明会で出た意見の議事速記録が添付されてございますので、こちらも御参照くださいますようお願いいたします。

では、ただいまの御説明に関しまして、御質問等ありましたらよろしく願いいたします。

青木委員。

○青木委員 青木です。

沿岸の方たちからの意見が多かったのが90年代とかまき網が小型魚を獲りまくっていたので、それが資源を減らした原因であるという強い意見がたくさんありました。そのため私もちょっと気になりまして、どのくらいまき網はインパクトがあったんだろうというようなことを調べられるかなと思って、ブロック会議のときにも頂いた資料で、今回の資料ですと資料12の48ページですか、我が国の大型魚・小型魚別漁獲状況です。これを使って各漁業というか、まき網はどのくらいインパクトがあったのかというのをちょっと計算してみたところ、1995年から99年、それ以前の数字がなかったので、この95年以降の90年代

ということで出したんですけれども、このときの国内の1年間の平均小型魚の漁獲数量というのが毎年1万2,301トンでした。そのうちまき網は年の平均で7,457トン、これが60.6%、まき網以外が4,844トンで39.4%という数字でした。

このブロック会議の意見を聞くと、まき網がもうほとんど100%悪いんだみたいな、そういうような印象があったんですけれども、これ実際計算してみたら小型魚の漁獲量というのがもし資源減少の責任割合であるとすれば、6割はまき網漁業の責任ではあるんですけれども、4割はその他の漁業も責任があるというふうに言えるのではないかというちょっと客観的な数字が見えてきたので、報告させてください。

結果的には漁業者全体で獲り過ぎていたのだというふうに私は思いました。また、90年代は誰も注意喚起、小型魚を獲るなというようなことをしていませんでしたので、管理が行われていなかったときの漁獲量が問題となるのであれば、これから資源管理を始める魚種ですね、こういった魚種に関しても、管理以前に獲った人が悪いということになってきてしまいますので、そのことに関する考えもあった方がいいと思います。

また、前回のくろまぐろ部会のときにまき網の小型魚漁獲に対する責任は、先ほども話に出ましたが、既に相応の責を果たしているとされておりますので、これを蒸し返すということはちょっと言い方はあれなんですけれども、隣国のムービング・ゴールポストみたいな感じでちょっとまた更にまき網は努力をやらなきゃいけないのかというふうにも思ってしまうので、ちょっとその辺も考えていただければなというふうに思います。

あと、すみません、ちょっと長くなってしまうんですけれども、もう一点。ブロック会議で沿岸の方へ優先配分という意見に関して、まき網の方が数量は多いので、融通配慮はしなければいけないとは思っております。それで、今までどのような融通配慮をまき網がしてきたのか、資料もあるんですけれども、ちょっと箇条書で上げさせてください。

まず一つ目として、国の留保は沿岸へ優先的配分原資とすることとなっており、ここからはまき網への配分はなく、遊漁の40トン以外は全て沿岸への配分となっております。つまり次からお伝えする二つ目以降の融通案件でも国の留保は沿岸枠とお考えください。

また、二つ目として、2015年の第1管理期間で小型魚の数量管理を開始したときにWCPFCで決めた2002年から2004年の基準年の半減数量はまき網では2,272トンであったところ、このうちの272トンを沿岸などのほかの管理区分への配分原資として拠出しております。

三つ目の融通案件として、同じく第1管理期間開始当初に二つ目の先ほど話した拠出と

は別に、国の留保へ小型魚250トンを抛出しました。

四つ目として、大型魚についても2018年の第4管理期間開始当初に2015年から2016年の実績に基づき算出された3,393トンがまき網への配分となるところ、そこからW C P F C基準年の平均漁獲との差である295トンを経済的留保へ抛出しております。

五つ目として、第4管理期間開始当初には削減されたまき網の配分量から更に大型魚約1割の285トンを経済的留保へ抛出しております。この1割の留保への抛出は大臣許可と都道府県許可の両方からの抛出となっているんですけれども、一つ目で説明したとおり、留保枠は沿岸漁業へ融通ということになっておりますので、この融通枠は全て沿岸枠ということになっております。

六つ目として、繰越しについてもW C P F Cの規定上は漁獲枠の17%できるんですが、先に管理期間の終わる大臣管理分は残枠全体を経済的留保に入れられておりまして、翌年繰越分として戻ってくるのは17%ではなく最大で10%ということになっております。ここでも管理期間が遅い都道府県管理は大臣枠の最大7%を1月以降に使用できるということになっております。

七つ目、小大交換についても1.47倍の交換比率が大中まき網に関してはだけは1.2倍に削減されており、その差の0.27倍は、この大型魚は国の留保に入れられて沿岸などへ配分されております。

八つ目として、令和6年度の配分でもまき網は増枠分15%の2分の1しか配分されませんでした。残りの2分の1のまき網の増枠分は沿岸漁業へ配分されております。

最後に九つ目としてなんですけれども、今年7月のW C P F CとI A T T Cの合同会議上で小型魚の漁獲枠を増枠するために反対するアメリカやメキシコから、彼らを説得するために国がゼロ歳魚の水揚げを増やさないということをまき網へ指導することを条件に反対国が増枠を容認したと、そういう経緯もありました。

これらが今までまき網が沿岸への融通配慮してきたことであるんですが、これ以外にも細かいことはあるんですけれども、これだけのことをしてきておりますので、ブロック会議に参加されて意見された方はこういった内容のことを多分知らないんじゃないかと思われましたので、ちょっとここで発言して皆さんにお伝えさせていただきました。

以上です。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

ただいま御説明いただいた内容につきましては、資料12の40ページ、41ページ辺りにも

細かい数字が出てございますので、御参照くださいますようお願いいたします。その辺りの経緯全体を含めて38、39、40、41、42、この辺りが相当するんですかね。

○青木委員 はい、そうです。

○山川部会長 三浦委員。

○三浦委員 今の発言も理解するところではありますが、全国の5か所のブロック会議において様々な意見がある中、特に過去のくろまぐろの小型魚の管理が始まった初期の配分の振り返りを行っていただきたいということ。また、資源減少の原因となった漁業への配分抑制、こういったものを求める声というのは非常に多かったわけですね。そうした中で、そもそもくろまぐろの資源が枯渇した原因となったのは、資料12のスライド7において各漁業が親魚量に与えるインパクトという形でもはっきりと示されています。要は西部大平洋の小型のくろまぐろを獲ったことによって、漁獲量が大幅に減り、資源へのインパクトを与えていることがしっかり書いてありますよね。

また、資料40ページのところを見ますと、くろまぐろの小型魚のまき網の漁獲量というのは大体1995年から2011年までは、5,000トンから1万3,000トンとなっていて、卓越年級群などが見込まれる時などは1万3,000もの漁獲を行っています。そういったことが大きなインパクトを与えているということと、沿岸漁業が行っている漁法を考えてみてください。定置網でしょう。ひき縄でしょう。釣り漁業でしょう。これで資源が枯渇するんでしょうか。そもそもそういった漁法を優先し漁獲配分した後、残った漁獲枠をまき網などの大規模漁業に振り分けるべきではないかと沿岸漁業者は言っているのです。沿岸小規模漁業者は言っているのです。スライド7を見る限りにおいては、昔からやってきた沿岸漁業では、資源に与えているインパクトは変わっていないですね。そういったことから考えていかなければならないと思います。まき網が漁獲数量を減らしたことで我々の想像以上の速さでくろまぐろ資源は回復していますよね。そこから資源へのインパクトの非常に大きかったことは裏付けられていると我々は思っております。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

日吉委員。

○日吉委員 水産庁にちょっと定置網の放流についてお聞きします。

ほかの漁業の放流もあるかもしれませんが、今回のブロック会議に私は出ていなかったんですけれども、放流の死亡率が13.1という数字を今回初めて出してきたと思うんですけ

れども、以前は水産庁は放流資料を持っていないとおっしゃっていたと思うんですけども、やっぱり持っていて、初めて出たと思うんですね。その放流数はやっぱり持っているんですかね。先ほど静岡県の放流の数字も言ったり京都のことも言いましたけれども、そういう情報も水産庁はお持ちなんですか。

○山川部会長 赤塚室長、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 御質問ありがとうございます。

放流数のデータについてでございますけれども、これは水産庁が行っている放流事業の中で集めているもので都道府県ごとに集めているものでございまして、全体、全てのデータがそろっているものではないということでございます。実際に私の発言があったのはたしか北海道のブロックだと思いますけれども、そこの方が持っている事業を紹介したというところで、全体像ではないというところはポイントだなと思ってございます。

いずれにしろデータとして全体としてはないけれども、一部はあるというのが実情でございます。

○日吉委員 ありがとうございます。全国のデータを集めてください。よろしくお願いします。

○山川部会長 これは先ほどの資料7の中の16ページで都道府県職員から出された御意見としても、最低限データは集めるべきという御意見もあったということなんですけれども、こういった放流数全体、日本全体としてどれくらい努力したのかということやWCPFCの中でも数字として示して戦略的に今後の増枠の議論につなげていくということに生かしていただけたらと思ったりもするのですが、いかがでしょうか。

日吉委員。

○日吉委員 山川委員長、いい話をしていただいて、ありがとうございました。

以前も水政審の資源部会の方でお話しさせてもらったかもしれませんが、定置は日本中に大型は二千何百、小型についてもやっぱり二千、三千ぐらいあるわけなんですけれども、先ほどかつお・まぐろの方が資源評価に協力されているということはいいいことをやっているなと思ったんですけども、定置みたいなのは漁業の百葉箱になるような定点で観察しているわけですね。特にまぐろなんかについては相当な情報量が集まると思うんですね、漁獲量。先ほど言ったのは放流数のことなんですけれども、是非そんな難しくお金も掛かるようなことではないと思うので、特にまぐろなんかは定点で観察して大型とか小型の変動とかをタイムリーで見られるという定置漁業をもうちょっと使った方が、また、私たち

日本定置でもそういうような御協力はできると思いますけれども、また参考にしてください。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

では、東村委員。

○東村委員 東村でございます。

私は特定の漁業の代表ではないので、準備として読みながらコメントを用意してきたものを順番にばらばらと述べてよろしいでしょうか。一つのことというわけではありません。

まず最初にちょっと述べたいのですが、この部屋にいらっしゃる方はもうみんな御存じのことです。ただ、議事録がおそらく公開されると思いますので、そこに是非載せていただきたいということで最初に申し上げます。

まずは、これ大きく分けて沿岸漁業と大中まき網の方が発言されている、もちろんほかにもいろんな方が発言されていますけれども、経営体数で言うと先ほどちょっと2,000とかそういう数字がございましたように、まき網漁業者の経営体の数を正確には把握していませんけれども、2桁ぐらい違うんじゃないですかね。なので、意見の数で見ると圧倒的に沿岸の方が多いですけれども、そして、まき網の方はすごく少ないですけれども、これは多数決で見たら物すごい誤解が生じるということは議事録に残してください。ここの方はみんな御存じだと思います。釈迦に説法でございましたが。

本当に前から順番に、先ほど青木委員もおっしゃっていた誰のせいで資源が減ったのかということに関しましては、これみんなのせいだと思います。特定の漁業が100%悪いということはないです。でも、先ほど青木委員もおっしゃっていたようにまき網も責任あるし、沿岸にも責任あるし、なぜならそのとき資源管理が行われていなかったからです。資源管理が行われるのは資源が悪くなってからに決まっていますので、大体豊富にあるときというのは、みんなそんなに管理をしようなんていうことを考えません。ですので、そのときのことを今振り返ってどっちが悪いと言ってもしょうがないかなというふうに思います。

もう一つは当たり前ですが、みんな増枠された分少しでも自分の方に回してほしい、これは当たり前のことで、ただ、そのときに公平にと公平にということが出てくるんですけれども、何が公平なのか、何が平等なのか、それは物すごく難しい問題で、これはくろまぐろ部会の今後のお仕事かなというふうに考えております。

もう一つはまき網の意見が少ないことの一つとして勝手に思っていますけれども、業界

団体がかなり統率が取れているので、意見集約してしまっていて、ばらばらと出てきていないのかなと。後で青木さんからコメントいただければと思います。

ちょっと次にいきます。あと、混獲については非常に難しいこと、福井県は定置網が幾つもあって、「幾つも」なのか「幾つか」なのか、ありまして伺っております。直接伺っていて、それが本当に大変なのは大変だというふうに伺っていますので、私も別にここで定置網が間違っているとかまき網の味方ばかりしているわけではございませんので、御留意ください。

あと、新規就業者ですけれども、これは気持ちは分からないでもないんですが、ちょっと今までの人が困っているところなので、これは都道府県内で考えるなり地元で何とかしてくださいというところかなと思います。もう少し枠が増えて現在我慢している人が余り我慢なくてよくなってからの話かなというのがあります。別に新規参入する際には、それをあっせんする人が考えて漁業をあっせんしてくださいというところがございます。

次に国の留保ですが、100トンより減らすとか意見が出ております。これは私自身はちょっと100トンより増やす、減らすというのはちょっと置いておいて、取りあえず現状維持は絶対の方がいいと思います。これはちょっと車のハンドルで言う遊びの部分になっている、これで結構いろんなところにちょっとこういったところに融通したり、遊漁に対応したりとなさっているんで、これが物すごく減ってしまうと、いざというときに困る。今これからおそらくWC P F Cでまだまだ増枠を狙っていくとなれば絶対に枠は超えられないので、そのためにも本当に安全な管理が必要ではないかというふうに考えます。

おそらく私が今のところ思い付くのは次で最後です。遊漁になります。遊漁枠は無理ですね。現状では誰が管理するんだという問題になりますし、残念ながら遊漁の全国組織みたいなものがないので、強制力をもってある程度管理するのが現状では無理ということを見ると、それを例えば民間に任せるよりは今のところは水産庁が管理するしかないと思います。ただ、こういうことをきっかけに遊漁の管理というか、全国組織を作るまでに行くような流れがあってもいいかなというふうに思いましたけれども、現状ではちょっとまだそこまでの組織化が進んでいないというのが私の考えです。

すみません、今のところ以上です。ありがとうございます。

○山川部会長 中立的なお立場からの御意見ということで、ありがとうございました。

その中で1点ありましたまき網の御意見が統一されているように思うがという点については、どうですか。

○青木委員 青木です。

正にそのとおりでして、ブロック会議のときですとか発言者を決めてまき網の意見をまとめてお伝えしようということで発言しておりましたので、それが意見の数が少ない原因ということでもあります。

○山川部会長 では、三浦委員。

○三浦委員 我々も別にまき網さんを責めているわけでもなく、本来、定置網や釣り漁業は自然と寄り添いながら操業しており、資源が多ければたくさん獲れますし、資源が少ないときには少ししか獲れない、そういった漁業を行っており、漁船の大きさも小さいです。それに対し、まき網漁業は、大型の漁船を使用し、沿岸漁業側から見ると非常に脅威に感じます。そのため、国が大臣許可漁業としてしっかり管理しなければ根こそぎ資源がなくなってしまう恐れがあります仮に資源が減少し、資源管理を行うとなった時に、他の魚種を漁獲出来たり、大量に漁獲しているまき網漁業の漁獲量を半分にするのと、小規模専門の沿岸漁業者の漁獲量を半分にする。これは経済的なインパクトにおいて、意味合いが全然違います。

諸外国においては、漁獲枠の減少、削減をする場合においては、まずは沿岸小規模漁業や大多数の漁業者の生活を守るために、その人たちの漁獲枠を確保した上で、余った漁獲枠を大型の漁業に振り分けるといったことが当たり前のように行われています。それを初期の段階でやらなかったことに問題があつたのではないかとやっているだけで、今の配分をひっくり返すとかそういったことを言っているわけでもありません。何万人もいる沿岸漁業者が生業として生活できるよう沿岸漁業者の思いをしっかり受け止めていただきたいと思います。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

日吉委員。

○日吉委員 今、全漁連さんも沿岸漁業はいっぱいいると。私の従事している定置は横に置いておいて、僕は浜で漁村を見ていると、正に漁船漁業の方々の今静岡だと承認船、まぐろを釣っていいという承認船は800隻ぐらいあると思うんですけども、正にここに何人かも言われているけれども、浜で1本か2本しか釣れないとか、それが本当の現実なんです。僕も定置だから定置代表でここに来ていると思うから、定置にもっと融通してくれというのも言いたいんですけども、もうちょっと先に漁船漁業の方のちょっと面倒を見てやっていただけないかなと、国としては。

伊豆だとキンメ漁業も資源量が少なく、相当厳しいと。あと、クロムツとかカツオなんかも小型船ではなかなか釣りにくい現状になっていて、どうにか漁船漁業の方々、特に新規参入は若い子もたまにいますね。そういう方がまぐろを一切大型も小型も獲れないと、そういうことがちょっとあれかなと思うんですけども、正にそういうのは行政が工夫すべきだし、漁船漁業の方々の本当の静岡だともともと枠が少なかったので配分も少ないんですけども、800隻がほぼもう釣れない状態です。それを見てみると、やっぱりこれだけ漁業者がみんな努力したんですから、本当の私の定置漁業のことを言うとあれなんですけれども、私の定置漁業は法人化されていたり漁協が自営でやっていたりして、ちょっと零細とは言えないかもしれないんです。特に1人商売の漁船漁業の方々に今回のこのくろまぐろの増枠にちょっと有利になるようなことをやっぱり国が考えていただければ幸いかなと思うところです。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

木村委員。

○木村委員 今いろんな御意見を拝聴していて、ここの（４）のところの主な意見というのは水産庁の方で恣意的に何か手心を加えるということなく、整理された内容が出ているかと私は承知しています。ただし、この中にはやはりちょっと拝見するだけでも、これはどういうことなんだろうと意味が分からないところも散見しておりまして、是非水産庁はまずこの中の意見の正しい部分、間違っている部分あるいは誤解している部分、誤解は結構大きいことかと思うので、そのようなものが声高にならないようにきちんと整理していただいた上で、今後の考え方のところを示していただきたいと思います。その際にやはり指針がないと困るので、水産庁としての考え方を是非入れていただきたいと思います。

その上で多分これは考え方につながるんでしょうけれども、沿岸と、それから、まき網等も含めてどう配分していくのか、この配分数量が大きな議論になると思います。一方で、それを均等に皆さん分けてしまって、増枠の部分を全部やってしまうとまた同じことの繰り返しになります。遊漁の問題だとか、それから、若手の育成だとか、それから、ぎりぎり小型のものが枠を超えてしまうとか、そういったような配分を考えていくと、この中で私にとって一番重要な要素だと思っているのは国の留保枠です。これは大幅に増やしていただきたい。そして、それをバッファーにすることによって遊漁の問題だとかいろんな問題をその中のバッファーできちんと考えてください。制度化する前まで時間が掛かるとは思うんですよね。これは来年度の話ですから、いきなり制度化していったらいろんなものを

決めていく、若手の育成をどうするのかとかそういうような枠を取っていくとか、そういうのは大体無理だと思いますので、水産庁がイニシアチブを握って国の留保枠を大幅に増やすことによって是非そういったようなものに柔軟に対応いただきたいというのが今回私がこの資料等を拝見して考えたことです。

以上です。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

留保枠をどうすべきかとかの話については（５）番の「考慮すべき事項」について、また御議論いただくということになろうかと思います。最初の出された意見の中で、もしここは誤解しているとか間違っているとか、何かそういうので今水産庁として指摘して説明できるようなものはございますか。何か事実関係で間違っているとか、そういうものがあれば今御説明いただければ有り難いと思うのですが。ただ、そういったことでなければ特に結構なんですけれども。

東村委員。

○東村委員 すみません。議題が次に移る前に、ごめんなさい、１点だけお願いします。

今の資料の３と書いてあるところの一番下なんですけれども、かつお・まぐろ漁業関係者からのＩＱに移行したが、漁業者間でうんぬんというのが、ごめんなさい、私の方がちょっと意味が分からなくて、もしかしたら後でもととの速記録を見たら分かるのかもしれないんですけれども、ちょっと気になるところではございますので、すみません、時間を取って。よろしくお願いします。

○山川部会長 では、ＩＱの件について御説明いただけますでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

東村先生ともまとめてございまして、まず資料作成に当たっての事務局側としての思いとすると、どうしても言葉を直すことによって自分たちが実際に伝えたいことが委員の先生に伝わらないんじゃないかというところがあったので、なるべく会議の発言を忠実に残すような点を重視したというところをまず御理解いただきたいと思います。

その上で先ほど木村先生のお話もありましたし、山川先生からありました事実から異なるものであったり、また、東村先生からＩＱ関連の部分です。これは確認をしますので、この後多分幾つかにセットされる休憩時間の間にちょっと事務局の方で至急確認をして、休憩時間が再開されたところで御報告したいと思います。

○山川部会長 青木委員。

○青木委員 すみません、手短に。

先ほど三浦委員から御指摘があった資料12の7ページです。各漁業が親魚量に与えるインパクト、これは相対値の値ですので、まき網にとって小型魚はかなり少なくなってきましたので、絶対値としてはもっともっと少ないんですね。水研さんの方で作っている資料では、漁獲のインパクトは絶対値で作っている表が既にありますので、これを次回のくろまぐろ部会でも構わないんですけども、載せていただければミスリードする意見をしなくていいのかなというふうに思いますので、是非お願いしたいです。

以上です。

○山川部会長 その資料は、まき網で作成されておられる資料ですか。

○青木委員 水研さんの方で作成したものです。

○山川部会長 では、そのような御意見があったということでよろしく願いいたします。
ほかにいかがでしょうか。

では、（４）ブロック説明会等における主な意見についての項目はこれぐらいにしておいてよろしいでしょうか。

次は（５）ということになるのですが、いかがですか。一旦休憩を入れてという感じで。

では、休憩をどれくらい取りましょうか。10分ぐらい休憩ということで、4時5分再開ということでよろしく願いいたします。

午後3時55分 休憩

午後4時06分 再開

○山川部会長 そろそろ時間でございます。皆さんおそろいですので、議事を再開したいと思います。

議題の5に入る前に、先ほど話題に出ましたニュージーランド、オーストラリアの枠の件ですね、WCPFCの、それについて補足的な説明がまず1件あるということです。よろしく願います。

○かつお・まぐろ漁業室長 国際課の鈴木です。

すみません、先ほどWCPFCの北小委員会の結果等のところを御説明させていただきましたが、その際、三浦委員から御質問あった、ニュージーランド、豪州の枠がそれぞれ200トン、40トンという措置についての御質問がありまして、ちょっと補足させていただきます。

もともと両国に関しては、WCPFCの一般的な規定として、ニュージーランドの場合

は、02～04の平均実績の1.15倍までということで、63トンが漁獲上限になっていまして、オーストラリアに関しましては、02～04の平均が10トン未満ということで、10トンを超過しないようにという一般ルールが設けられていたわけでございますけれども、先ほど申し上げたように、混獲が増えてきているということがありました関係もありまして、今回、それぞれ200トン、40トンという形の量が決定されたということでございます。補足させていただきます。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

では、続きまして赤塚室長、よろしくお願いします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

先ほどのブロック説明会等における主な意見につきまして、資料中に、御発言の中で事実誤認とかそういうものはないのかという御指摘がございまして、休憩時間中に事務局の方で確認をしましたけれども、これらの発言の中で誤解に基づく発言というのは基本的になかったと。繰り返しますと、なるべく現場の声を伝えるという観点から、言葉については発言のものを忠実に即して書きましたけれども、皆さん非常に理解は正しい理解された中での発言が行われているものでございましたことを報告いたします。

あわせて、東村先生から御質問がありましたI・Q管理に関する部分でございますけれども、その点については鈴木室長の方から御説明をお願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 国際課の鈴木です。

先ほどの御質問で、資料の7の3、スライドの3のところのかつお・まぐろ漁業関係者からの御意見ということで、「I・Q管理に移行したが、漁業者間での格差が拡大し、不和が生じている。」というところの意味というのが何かという御質問だったと理解します。これも漁業者さんの意見ですので、私が正確に理解しているものでは必ずしもないんですけども、想像するに、I・Qがかつお・まぐろ漁業に関しては2022年から導入しているわけでございますが、その中で、漁業者さんにとっては、I・Qの割当ての量が多い人もいれば少ない人もいる中で、特に一部の方に関してそういう少ないこととか、その量に関して不公平感があるんじゃないとか、そういうことなのではないのかなと推測いたします。

○東村委員 ありがとうございます。飽くまで漁業者さんの認識としてということでございますね。よろしいでしょうか。

○かつお・まぐろ漁業室長 はい、そうです。

○東村委員 ありがとうございました。

○山川部会長 木村委員。

○木村委員 この中には誤解がないということだったんですけれども、正直言うと、私はいまだに分かっていない部分が数多くあって、これは実際どういう状況なのかということの説明というのは、これからこの文章に従って議論されなければいいんですけれども、議論されると、私は一個一個、これどういうことなのかって聞いていくことになるんですよ。なので、そういう委員に対する配慮とかも考えてほしいです。

例えば、のっけから言うと、2枚目のところで一番上の最初、過去、250本も針を付けて操業したが、現在、10本しか針を付けていなくとも六、七本もかかり放流している状況で、基礎から見直しをしてほしいということなんです。昔は250本も付けていたのですね。でも今、10本のうち六、七本かかっているんだったら、CPU Eとしては非常にいいから、とてもいい状況に今なっているというふうにしか私にはこれは見えない。だけど、漁業者さんはそれを不満に思っているというのはどういう状況かとか。

あと、経営体のところでも、29人で2.2トンに分け合っているとか、そうすると1人当たり100キロですよ。だから、1本獲れているか獲れていないかってところですよ。確かに、これだけでもって1人いろんなことやっていくのはかなり大変だねと。ただ、その状況というのはそれぞれの漁協で全然違って来るわけですよ。これだけを対象としていなかったり、いろんな部分があるわけなので、私は、この文章が独り歩きしないようにしていただきたいというのが私からの要望です。

つまり、これは飽くまでも漁業者さんサイドによる一方的な意見なんだけれども、その行間に隠されている部分が幾らでもいっぱいある。それは承知していない上で、今ここでもって議論が始まるということです。

なので、もし承知しなくちゃいけないんだったら、一個一個、それぞれの委員が持っている質問を全部つまびらかにしていかななくちゃいけないので、それやっているとんでもないことになって大変ですから、飽くまでも参考意見として、分からない部分がある、そういうようなことが私が申し上げた誤解という部分です。僕は今のところ分からない部分があるということは御承知おきいただきたいと思います。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

飽くまでもこれはブロック説明会で出た個人個人の意見ということで、水産庁としてオーソライズしてという話ではないですよ。

では、(5)の議事に移っていききたいと思います。「令和7管理年度以降のくろまぐろ

の漁獲可能量の配分の考え方」に係る考慮すべき事項について、水産庁から御説明、お願いいたします。

○資源管理推進室長　ありがとうございます。

令和7管理年度のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方に係る考慮すべき事項につきまして、資料8の説明をさせていただきます。

資料8の、まず全体の構成でございます。事務局として考慮すべき事項を全部で七つ掲げさせていただきました。項目8はその他となつてございますが、我々の方からは特に提示するものはございません。それで、それぞれの項目について、全部での構成でございますけれども、まずは現在の現状のルールを示してございます。

それで、項目1は非常にボリュームが多いので、2ページ目に移りますけれども、2ページ目のスライド3枚目、二つ目として、論点というところが赤字で示しているところでございまして、最後が留意点という点でございます。先ほどの木村委員の御指摘にも関連するところとしましては、先ほどのブロック会議の意見の中で、特にこの議論の中で取り上げていただく方がよろしいんじゃないかと事務局で考えたものについては、こういう意見がありましたということに触れてございます。

それでは、また資料8の冒頭に戻りまして、まずは項目1でございます。これは配分の基礎でございまして、大臣管理区分と都道府県（沿岸漁業）への配分の考え方でございます。

現行の説明に入ります。お手元に先ほど触れました資料6を手元に置くと、少し理解の一助になるのではと思つてございます。

まずは小型魚の考え方でございますけれども、WCPFCで合意された基準年の平均漁獲実績の2分の1がスタートでございまして、それぞれの区分についての処理を行ったものが令和6管理年度の基礎配分となつてございます。それぞれについて、上乗せした部分が何があったか、逆に削減したものは何があったかということを示したものでございます。

大中型まき網漁業については、基礎分、2002～2004年の平均漁獲実績の2分の1から上乗せした部分はありません。減った部分としては三つでございまして、他の区分に配分原資となった数量、そして国の留保に拠出した数量、最後に大型魚へ振り替えた数量ということで、この三つが削減したことによって、資料4で言いますところの2,272トンが1,200トンになったということです。

同じように、各漁業について見ていただければと思います。

かじき等流し網漁業においては、先ほどの大中型まき網漁業から得た数量を原資として配分された数量と、国の留保から配分された数量の合計が上乗せされてございます。

かつお・まぐろ漁業については、大中型まき網漁業から得られた数量を原資として配分されたものと、留保から配分された数量の合計がプラスとなりまして、あとは大型魚へ振り替えたものがございまして、その分が差し引かれてございます。

三つ目の——これはすみません、3ではなくて4ですね——沿岸漁業については、大中型まき網漁業から得られた数量を原資として配分された数量、留保から配分された数量、W C P F Cの決定、このとき大型魚15%が増えたときでございますけれども、これを受けた配分、の合計を上乗せしたものがプラスの点。差し引かれたものはございません。

実は、2002～2004の平均漁獲実績の2分の1は、かじき等流し網漁業とかつお・まぐろ漁業、都道府県の数字が一緒くたにまとめて1,735.0トンになってございまして、これが、先ほどのところの上乗せしたことによって、今のかじき等流し網漁業等は44トン、かつお・まぐろ漁業が25.0トン、都道府県分が2,196.9トンというふうになってございます。また、留保が99.1トンというもので、これが令和6管理年度の基礎配分となってございます。

1枚めくってください。

次は大型魚の説明になってございます。大型魚の方は少し注意しなきゃいけないところでございます。

W C P F Cのルールは、2002～2004年の平均漁獲実績のこれ以上増やさないという国際ルールでございまして、それを受けて国内の配分はどのように行ったかと申しますと、2015～2016年の平均漁獲実績の数量を基本として、以下の処理を行ったものが令和6管理年度の基礎配分となっております。

同じように、同じところを間違えててございましたが（補足：沿岸漁業の番号）、大中型まき漁業から説明申し上げますと、プラスとなった分は、小型魚から振り替えられた数量、またW C P F Cの決定を受けた配分、この合計が上乗せされているところでございます。

W C P F Cの決定というのは全部で三つで構成されてございまして、欄外にある※のところを見ていただきたいと思いますけれども、一つ目が2021年にW C P F Cの方で決定された大型魚15%増枠。

二つ目が、小型魚から大型魚への振替というのはこれまでもあったんですけれども、こ

れに対して1.47という係数を掛ける、こういった枠組みが導入されたこと、これが2021年でございます。

三つ目が、2023年のW C P F Cで決定されてございましたけれども、この1.47が適用される小型魚の枠が、それまでは全体の10%だったものが30%まで引き上げましょうと。

この三つの決定を受けたことで、配分に上乘せが行われてございます。引かれた分としては、留保に抛出した分が削減ということになってございます。

かじき等流し網漁業は、留保から配分を受けた数量と、先ほどと同じです、W C P F Cの決定を受けた配分、この合計が上乘せされた形となってでございます。

三つ目のかつお・まぐろ漁業についても同じく、ではなく一つありました。小型魚から振替を行っておりますので、その分の数量。二つ目としては留保から配分された数量。三つ目として、W C P F Cの決定を受けた配分。この合計が上乘せとなってございます。

四つ目の沿岸漁業については、留保から配分された数量とW C P F Cの決定を受けた配分の合計が上乘せとなってございます。

これを受けて、資料6の方の数字、02～04の平均漁獲実績の数字と令和6年の数字が出てきたというものでございます。

これを受けて、委員の皆様へ今日御議論していただきたい論点、事務局として出たものでございますけれども、では、この令和6管理年度の基礎配分のシェア、シェアというのは全体に占めるそれぞれの区分の数量の割合でございますけれども、これを続けていくのかということか。二つ目として、そこは見直して近年の漁獲実績のシェアを使うのか。三つ目としては、上記のいずれかを基本としつつ、枠管理の負担の大きい漁業に対してどのように配慮するのか。これを論点として準備をいたしました。

留意点でございます。

一つ目の留意点としては、近年の漁獲実績を用いるときには、これは数量規制下での数字であるという点でございます。ただ一方で、考え方といたしまして、近年の漁獲実績というのは小型魚から大型魚への枠の振替の実績も含まれており、操業実態が一定程度反映されている。また、配分の考え方で示された沿岸漁業などへの配慮などが反映されていると考えることも可能ではないかという点を留意点として記載してございます。

二つ目、近年の平均漁獲実績のシェアとする場合には何年から何年を近年とするのか。また、この近年というのは次の見直しまで固定をするのか、又は定期的にスライドさせていくのかというのを検討して取りまとめる必要がございます。なお、ほかのT A C資源に

については、利用可能な直近3年間の平均漁獲実績を3年間固定する方式を基本的に採用としてございます。

三つ目としまして、配分の考え方については、増枠時の対応として既に記載がございます7の(3)に当たる部分でございます。重要な点でございますので、改めて申し上げますと、「具体的な増枠時の配分は、増枠時点での資源の状況、国際情勢、混獲回避技術の向上等の技術開発の進捗状況により決められるべきではあるが、その際には過去の漁獲実績を考慮しつつ、混獲回避を行うなど漁獲枠管理の負担の大きい漁業者や獲り控えた都道府県、漁業等に対して配慮することを検討すべきである。」です。

最後の留意点でございます。ブロック会議などで、魚価や経済効果、新規就業者を配分において検討すべきだという意見がございました。配分の考え方には地域経済への影響ということについての言及がございます。ここも参考のために読ませていただきますと、「参考人からの聞き取りにより、くろまぐろを水揚げする国内の様々な地域において、漁業のほか、流通や観光等の関連産業など間接的な波及効果も含め、地域経済へ影響がある。しかしながら、地域での経済効果や波及効果を一律に数値化することは困難であり、配分の根拠としては直接的な効果を及ぼす論点に絞らざるを得ない。」というものでございます。

更に、項目1については、議論の参考として事務局の方で試算を用意させていただきました。ここは大事な点ですので、強調させていただきます。これは飽くまでも部会の検討の材料として機械的に計算をしたものでございますことを御承知おきください。

上は小型魚、下は大型魚となっておりまして、二つ試算を行いました。

一つ目が令和6年の基礎配分のシェアを継続して用いた場合の配分でございます、これが試算1でございます。

二つ目は、直近3か年(2021年～23年)の平均漁獲実績のシェアを用いた場合の配分となっております。この2021～23年というのは、ほかのTAC資源で基本的に用いられている「近年の平均漁獲実績」の考え方を使ったものでございます。

小型魚が10%増枠、WCPFCで決まったものでございますので、4,007トンが4,407トンになったときにどうなるのかというところで計算したものでございます。

そこで、ちょっと「現行」の方を見ていただきますと、「参考」というセルが目に入りますと思います。これは、先ほどのところに触れました、小型魚と大型魚の枠から令和6管理年度の基礎的配分においては振替というものが行われてございますので、実際には小型魚

は3,565トンでございます。これを、じゃ4,007トンに、それぞれを適用させた場合にどう
いう数字になるのかというものでございます。

ということで、上が小型魚の数字でございます。

下が大型魚の数字でございまして、同様に、表の方の説明に直接入りますと、まずは令和6管理年度の基礎的な配分がございまして、ただ、これは振替を行った後の数字なので6,263トンになってございます。これをW C P F Cのルール、具体的には5,614トンにした場合にはどういうふうに変わるのかなというのが「現行」のセルの中の「参考」に書いた数字でございます。これらが、今回W C P F C北小委員会は50%の増枠を勧告したわけですので、5,415トンが1.5倍した8,421トンを、試算1の方は令和6管理年度の基礎配分シェアを用いて配分した場合の数量、試算2の方は直近の3か年（2021～23年）の平均漁獲実績のシェアを用いた配分の場合の試算でございます。

大事な点ですので、何度も繰り返しになり恐縮でございますけれども、ここにお示しした数字は検討の材料として、先ほどの考えに即して機械的に計算したものでございます。

続いていいですか。一旦切ります。

○山川部会長 では、まだ項目2から8までありますが、全体を御説明いただいてからまたそれぞれの項目ごとに議論するとなると、何か非常に膨大な中で論点が絞りにくくなるかと思しますので、項目1について先に議論していけたらと思います。

では、項目1につきまして御意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。先ほどのブロック会議のところでちょっと言い忘れたことをここで言う機会もありますし、まず手を挙げさせていただきましたが。

この漁獲、過去の実績という、過去というか実績をベースにするということで、既に資料で、ある程度それは現状で反映されていると。おそらくは、みんなもっと獲りたいよという気持ちの中で放流したり、いろいろ苦勞なさっている上での漁獲量が果たして本当の実績なのかっていうのは、実際、ブロック会議とかでもおそらく出ていたんじゃないかと思ひますし。これ、実績の話をし出すと、もういつも実績というのは常に、過去3年なのか、5年なのか、5年の中の一つ下、一つ上除いてっていう、何か共済みたいな話ですけども、ちょっと難しいと思うんですが、やはり一番、私としては分かりやすいのは、ほかのT A C魚種と一緒にしておく、取りあえず。過去3年をベースにして、また3年たったら過去3年をベースにしてというので、T A Cの設定がもううまくいっていると評価で

きるのであれば、ある程度は説得力があるかなと。

ただ、それで皆さんの不満がいっぱい出てくるとかということであれば見直すしかないですし、また既に、ごめんなさい、ちょっと場所が分からないけれども、皆さん御存じ、増枠のときにはまた考えますよというのがあるのでありますし、また増枠を今後狙っていくのであれば、そのタイミングでまたやっぱり考えますっていうことは、説明はつくかなと思います。

そこで変えないというのもありかな、みんなが満足していればですけども。みんなが満足はしませんけれども、みんなが受け入れられるのであればということで、私は自分の意見としては、ほかのTAC魚種と合わせるというところです。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

青木委員。

○青木委員 青木です。

令和4年管理年度以降の漁獲可能量の配分の考え方、基礎として令和6年度の管理年度も使っていると思うんですけども、それ以前の、今回以前のくろまぐろ部会でも採決されてきまして、WCPFCの基準年、02～04の、ここ配分基礎とした方が、WCPFCとかの合同作業部会とか国際会議で議論しているときに、自分たちの漁業がどう関係しているのかというのが分かりやすくなるので、議論の途中でも理解しやすくなると思いますので、今までどおりのWCPFC基準年というか、ここでは令和6管理年度の基礎配分、これを使っていった方がいいのではないかと思います。

以上です。

○山川部会長 ほかにいかがでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 ただいまの青木委員の考え方に基本的には賛成でございます。

ただ、私も今回、今日のくろまぐろ部会の資料を今朝9時36分にメールで受け取って、そのときは私は電車の中だったんですよ。それ全く見ることもかなわずここに来たということで、まだ。

無論、業界にとってどのようにプラスに働くかマイナスに働くかとか、そういったところは業界の方とも相談ということにはなるかと思うんで、留保せざるを得ないと思いますけれども、基本的な考え方は青木委員と同様でございます。

○山川部会長　ほかにいかがでしょうか。

日吉委員、三浦委員、いかがですか。

○三浦委員　三浦でございます。

先ほどの意見と同様に、資料をまだ精査できていないという中で、早急に結論を出せませんが、皆さんが発言されているのは、どちらの方が配分量が多いかを見て発言をされていると思います。そうしますと、東村委員と同じように直近３年ベースの方が、今のこの限りにおいては都道府県の配分が多くなっているんですね。しかしながら、未だ精査しきれていないので、今の段階ではどちらとも発言しかねます。

○山川部会長　日吉委員。

○日吉委員　私も今この試算の数字を見さしてもらいましたけれども、正直、私も漁師の代表でここにいると思うんで、裏に結構なことがプレッシャーもあると思うんで、今ここのうんぬんということはなかなか言えない。委員だから、本当は言うべきかもしれませんが。

ただ、一つだけ気になること、留意点の方ですね。混獲回避の技術向上等の技術開発の進捗状況、決まるべきであるが、その際には過去の漁獲実績を考慮しつつ、混獲回避を行う漁獲枠管理の負担の大きい漁業者の獲り控えや、都道府県、漁業者に対して配慮することを検討すべきだという、非常にいい文章を入れていただいているんで、正に沿岸にとって、特に定置網にとっては、このことはすごく大事なんで、そのことを留意して方針を決めていただきたいなと思うところです。

○山川部会長　木村委員、いかがですか。

○木村委員　御指名いただきありがとうございます。

先ほどの漁業者から来た意見は、沿岸への配慮をやってほしいというのが非常に多く意見が出ている中で、今、水産庁の試算というのは現状をほぼ追隨している形、１にしる２日にしても大して大きな違いはないと。なので、そういうふうな大きなドラスティックな変革を、今一見、漁業者の方は求めてきているのかもしれませんが、ファシリティがどの程度取れているのかとかいう、増枠を極端に大きくしたからといってファシリティの対応が取れるかどうか分からないとか、そういった問題があるので、今、関係団体の方々は、この１、２そのものに沿った御意見なのかなと私思っ、そうであればそんなに大きな議論にはならないのかなと、ちょっと一安心したようなところがございますが。

このような試算の１、２をベースとしていく考え方というのは、合意形成取りやすいと

いうふうに水産庁は理解して出されたという理解でよろしいでしょうか。

○山川部会長 赤塚室長、よろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

合意形成を取りやすいより、もっと根源的に、議論、実際の数字を見てみると、議論が円滑に行われるんじゃないのかなというところがありました。

論点として、要は、今の考え方を続けるのか、これを見直すのかという大きな論点があったときに、じゃ、今を続けた場合には実際にどのくらいの数字になるのか、見直した場合には、これもどういうものを採用するのかというところありましたので、事例として最近の我々の、今、ほかのTAC魚種で基本的に行われているものを用いたものでございますけれども、その時の数字を示したということです。

大きな方向性としては先生のおっしゃったとおりなんですけれども、合意を取りやすいからやったというよりは、もう少し親切心で、この方がより議論、委員の皆さん方も考えやすいんじゃないかと。あとは、今日、日吉先生や三浦さんもおっしゃっていましたが、これからこれを基に、またそれぞれのグループの中で議論があると思うときに、やはり概念だけだとどうしても議論が進まないところがあると思いましたので、そういう意味での一助になればと期待して今回準備したものでございます。

○木村委員 分かりました。

○山川部会長 飽くまでもたたき台ということで、特にこれにこだわるわけではなく、自由に御議論いただければと思います。

あと、私もちょっと意見を言わせてください。これは部会長としての意見というよりは、委員個人としての意見ということで、よろしくお願いいたします。

こういう数字が表で出されて、これを見てしまうと、こっちが多いなとか、こっちが少ないなとか、この業界にとってはこっちがどうだろうとかいうことを考えてしまうわけですが、そうすると何か綱引きみたいな状態になって、議論が収拾しづらいんじゃないかなと思ったりもします。そういうことで、基本的な考え方としてどういう整理をすべきなのかという辺り、自分なりに考えてみた点を意見させていただきたいと思います。

一つは、枠をできるだけ有効利用すべきだと。日本全体として枠をできるだけ有効利用していくべきという、これは一つ大きな基本線としてあり得るのだと思います。

あともう一点として、資源が増えてきている。以前の状況とは違ってきて、今後も資源管理によって資源が拡大していくということがあるのだとすると、分布域自体も変わって

くる。これまで獲れなかったところで獲れてくる。それから、分布域も年代によって重心が変わってくるというようなことがあり得るわけですね。例えば地球温暖化で、ブリがどんどん北上して、北の方でたくさん獲れるようになってきているとか。そういう経年的に変化していく状況に対して、ある程度柔軟に対応できるような仕組みであるべきでないかというのが、もう1本の基本線としてあるのではないかと思います。

その点からいくと、2002～2004年ををベースとしてこれまでいろんな経緯がある中で変遷を経てきた令和6年基礎配分。これは、留保枠とかいろんなものを使いながら、そのときそのときにいろんな修正を加えてきた結果としてあるわけですが、今後起こり得る資源変動、分布域の変化等に対して、そのようなものだけで対応できるのかという点の一つあるのかなと思いますので、そういう点では、枠が限られている中で自由に獲れないという中での話ではありますが、直近年の情報をベースにするということであれば、まず、そういう変化に対して対応し得る要素がそれなりにあるのではないかと思います。

あと、枠の有効利用という点から申しますと、来遊が不調だったとか、いろんな状況によって枠が消化し切れないということが生じるわけですが、枠が消化できるように、できるだけ各管理区分の方々には御努力いただくという必要があるわけです。そういった点で、もしうまく枠が使えなかった場合にそれは獲り控えたからということもあるのでしょうけれども、枠の有効利用という点からいくと非常にもったいない話です。近年の漁獲実績をベースにするのであれば、未消化枠を出した管理区分は、将来的にその分だけ基礎配分が削減されていくということになりますから、それぞれの管理区分の中で、できるだけ枠ぎりぎりまで有効利用していこうというインセンティブになり得るのではないかと思いますし、それから、枠が余ってしまいそうなときは、できるだけ融通制度を使って、ほかに譲った部分を漁獲実績に勘案してもらえるとといったこともやるためには、やはり近年の漁獲実績ベースというのが、柔軟な運用による枠の有効利用ということを考えても、ある程度理にかなったやり方ではないかと個人的には思います。部会長としての発言ではなくて、飽くまでも委員個人としての意見ということですが。

それからあと、ここに、資料の中のスライド3の一番下のポツに、魚価や経済効果等が書いてありますが、資源の枠の有効利用という点を考えていくと、国全体として、できるだけ経済効果を発揮し得るようなやり方を何か組み込んでいけないかということも考えたりもします。ここに書いてあるのは、流通や観光等の関連産業など末端のところまで含めて地域経済に配慮してもらいたいということでの経済効果という意味合いなのかもしれませんが、

そういう点では、技術的にもそのような川上から川下まで全部の付加価値を累積していつてトータルの経済効果が幾らだということを全国的に毎年毎年データ化してということは技術的にも無理で、一律に数値化することは困難という理由で盛り込まれていないということなんでしょうけれども、それに対して、水揚げ金額、産地市場で販売した金額がどれくらいでということであれば、それを全国的に集計して、ある程度はざっくりと出せるんじゃないのかなと。そういったものを一応、それを採用するしないは別にして、資料として念頭に置いた上で、増枠分をどのように配分するかの議論の参考にしていただけたらと思った次第です。まず、そういう水揚げ金額を集計するという事は技術的にできるのかできないのかということはあるのでしょうけれども、何か経済的な規模感として、大体どれくらいの規模感なのかという辺りも、委員としては念頭に置きながら議論したいなと感じた次第です。

以上、個人的な意見です。

○漁獲監理官 この項目の1でございますけれども、論点のところに書いてありますとおり、飽くまで今回、この試算の1と2というのは、令和6管理年度の基礎配分のシェアを継続した場合と、近年の平均漁獲実績、ほかのTAC資源で用いられているような直近の3年間で計算した場合はこうですよというものを提示させていただいているだけですので、必ずしも、この数字が大きいから小さいからといってちょっと綱引きをすとか、そういう資料ではないということを改めて強調させていただきたいというのが1点ございます。

もう一つは、まず、そのブロック説明会の御意見の中でも、やっぱりこれまでの実績の考え方、02～04をどうするのか、直近の漁獲実績を用いるのかという御意見が多数出ていたこともありまして、今回この試算の1と2という形で提示させていただいたというところでございます。

もう一つ、我々として考えていたのが、これまでの赤塚の方から御説明しました令和4管理年度以降の配分の考え方におきましては、沿岸への配慮ということが国の留保の中で、青木委員からも御説明ございましたが、大中まきの方から、小型魚から大型魚への振替だとか、沿岸の方へ配分を回す、拠出するだとか、あと、小型から大型への振替の1.47を1.2にして、残りの分の0.27を沿岸の方に回すとか、そういった国の留保の中で沿岸への配慮というのをやってきたところなんですけれども、今回、この論点の三つ目に入れさせていただいたのは、これまでの留保の中で沿岸への配慮という考え方をするだけではなくて、この配分の基礎の中で枠管理の負担の大きい漁業、沿岸漁業を含めてですけれども、

そういったところに対する配慮をこの配分の基礎の中でどのように考えるべきかということ、委員の皆様方にも是非御議論いただきたいところが我々事務局の方の思いでございます。

以上です。

○山川部会長 留保の件については後の項目3にもあって、これまでは留保の中で沿岸への配慮が行われていたわけですが、それに関連して、では、配分基礎の中にそういった配慮を入れ込むとか、いろんな考え方があり得るわけで、その辺も含めて御議論いただければと思います。

齋藤委員。

○齋藤委員 5ブロックでマグロの意見を、皆さんからの意見を伺ったんですけれども、いろんな意見がある中で、その意見がどうだかという。それはおいても、それに基づく重み付けということがどう反映されるのか。反映されるべきものと、そうでないものとはあるかと思えますけれども、その辺が留保の中だけで収まるのかどうかですね。そういった意見だけを伺えば、到底収まらないというような意見の内容ですよね。そういったことがあるんだろうと思います。

それから、我々の今日、かつお・まぐろ漁業のことではあるんですけれども、3か年というときに、今の議論は国内配分、漁業の中での国内配分の問題なんで、やや議論は別なものではあるんですけれども、個別IQの設定のときに非常に、公的IQ導入の前年に、我々の業界では業界内でIQの取組をやったわけですね。そのときに非常に混乱があったと。結果的には、IQの設定のときには委員の皆様全員の賛成を得て、その混乱のあった、いわゆる異常年というか、それは除外というか、見なかったんですね。そういったことをやっていただいたわけなんですよね。そういった経緯もあって、そこまで含んでというようなことは到底受けにくいというか、そういう背景もございます。

それから、やはり冒頭発言させていただいたんですけれども、第6管理年度をベースとするということは、第6管理年度のスタートラインそのもので既にハンディをしょっているというのは、我々はそう思っているわけなんですよね。沿岸漁業の170%っていうのは、これはある程度理解はするところでございます。ただ、かつお・まぐろ漁業、流し網漁業が、まき網漁業と15%以上、それぐらいだったかな、差があるわけですね、第6管理年度のスタートラインでですね。ですから、その辺が配慮されないというんでは、なかなか賛成できかねるということでございます。

○山川部会長　ほかにいかがでしょうか。

木村委員。

○木村委員　先ほどちょっと申し上げましたが、試算１、試算２は、大きな違いが余りなくて、比較的理解されやすいものと私は承知しています。

その中で今、沿岸をどう配慮していくのかで、さきの議論にはもう国の留保の方にまでちょっと入っちゃっているんですけれども、そういうふうな配慮をするためにはやはり国の留保部分の中でそういう漁業者の意見を吸収していくというプロセスの方が、より合理的な判断ができるものと私は思っています。今ここで、この試算に近いもの以外に、新たな基準を設ける科学的な根拠あるいは経済的な根拠を私は持ち合わせていないので、それは飽くまでも国の留保分の中で反映させていくことが、より適切な資源管理につながると思っております。

以上です。

○山川部会長　日吉委員。

○日吉委員　先ほどはすみませんでした。この文書を今見せてもらって、委員の方や山川会長の意見、水産庁の意見も聞いて、私が思うのは、やっぱりタイムリーな漁獲ということで、３年というものを基準にしていただけたら、沿岸はいいかなと思うところなんですけれども。

あと、山川会長が先ほど留意点のところで、最後の魚価や経済効果や就業者配分において配慮すべきというのを、水産庁の方では配慮しないよと言ったけれども、山川会長の方は配慮した方がいいんじゃないかというの、私もそう思います。それが私は現場の、漁業生産現場から来ている委員として、正にこれが実は大事なかなと。また、国がそういうものを、政策をすべきでないかなと。また、この審議会もそういうものを考慮した方が。言葉じゃなくて、私たち委員はそれを加味してやっぱり発言すべきだなと、山川会長と同じ意見ですってことを付け加えたいです。

○三浦委員　直近３年がいいって言ったんでしょう。

○日吉委員　直近３年がいい。

○山川部会長　三浦委員。

○三浦委員　山川部会長の意見をお聞きして思ったのは、水産庁さんから沿岸漁業者に対する配慮の全体像が見えなくて、それでどうなっているのかと思ってしまい、なかなか発言ができない状況になってしまいます。今、海洋環境が本当に激変しているんですね。物

すごい勢いで激変していて、それを一番肌で感じているのが沿岸漁業者だと思っています。

これまでクロマグロが来遊してきていない県域や漁協にも来遊している中、目の前にクロマグロがいて獲れないなどの様々な状況がある今、フレキシブルに対応していくということが重要だろうと思っています。

漁業者からいろいろな意見がある中、しっかりと沿岸漁業者に対する配慮を海外のように対処していくという案を出していただければ、私としても意見を言いやすくなります。

また、経済的な価値は、やはり重要だと思います。本当に地球環境は大きく変化しており、特に海洋生物において非常に早くその影響が表れてきています。そうした中で、漁獲量が半分に減少したとしても、漁獲物の価値を上げて、漁業産出額、漁業の売上げは保っていく、こういった取り組みを我々は進めているところです。

諸外国と違って日本は、同じ魚種であっても、漁法や漁獲の仕方、その後の処理の仕方、鮮度によって、全部値段が違うんですよね。そうした中で販売をされていて、その日に揚がった魚介類が翌々日若しくは翌日には日本全国で、生魚、刺身で食べられる。こんな流通を持った国は日本しかありません。

インバウンド需要を見てもらっても分かりますとおり、外国人観光客が何で日本に来るのかを聞いたら、回答の不動の一位となっているのは、日本食、和食を食べに来ることです。世界の各国から魚食文化を味わうため、日本のおいしい刺身やお寿司、こういったものを食べるために来る方たち、そうしたインバウンド需要が非常に増えているんですよね。

せっかく増枠された中で、まき網で獲った方が経済的価値が上がるのか。一本釣り等で資源を有効に活用した方が経済的価値が上がるのか。また、それは漁獲地域や季節によっても違うでしょうし、そうしたことまで考えていくということは必要なんだろうと思っています。

例えば高い魚であっても大量に獲ってしまえば、大量に獲れなければ、全体の相場下がってしまいますよね。今回のWCPFCでメキシコがそういうことを言っていましたよね。そんな魚いっぱい増やしていても、全体の相場が下がってしまうんじゃないかと。

そうだとすると、やはり価値の高いものを漁獲し全体の相場を上げていくことで、少ない漁獲量であるけれども全員がしっかりと経営をやっている、そういったことを目指すことも必要だと思います。何万人もいる沿岸漁業者が生活していけるように、配分の方をしっかりともう一回考えていただきたいと思います。

○日吉委員 いいですか。

○山川部会長 日吉委員。

○日吉委員 よろしいですか。もう一度、ちょっとすみません。

私がいつも漁業しているのは伊豆半島の伊東というところなんですけれども、沖合に伊豆諸島があります。伊豆諸島の今マグロの状態は、今日ここに来るに当たって、漁船漁業の人、仲間がいるんで、何人に聞いても、とんでもない。また、こないだ、まき網団体の人も何か資料をここに出したいっておっしゃっていましたが、何か漁師がすごくいい画像を持っていると、驚くような反応のソナーの反応を持っていると。あと、北黒瀬というのは八丈島と三宅島の間の、大中まきもそこでやりますし、沿岸漁業者もやるし、かつお・まぐろの方々もそこでやると、北黒と。最近では伊豆諸島の大島近海が結構大型がいるみたいですが、もちろん枠がありませんから静岡船籍は1隻も出ていませんけれども、伊豆諸島には四国の船、紀伊半島の船、千葉の船、東京都の船、神奈川県、静岡県、もう中部太平洋のほとんどの県がそこに今来ているんですね。

先ほど僕は直近の3年というのを支持したと思う、がいいと言ったんですけれども、そのぐらいに増えています。多分研究、もう一度言うと、研究者の方も知らないような、現場では増えておると。是非この部会にその漁業者が持っている画像をまた、参考でよければ提出したいし。もう非常に増えています。

部会の資源部会の方で私言わしてもらいましたが、皆さんがよく温泉でなじみのある熱海の温泉ありますね、新幹線降りてすぐの。あの温泉街の海に送って左側の方に行くと大型定置があります。伊豆山定置といいます。そこでは2月に、私のところに漁労長から電話がありまして、150～200キロのマグロが200前後いると。ポルトガルとかスペインの、NHKの画像で見た、あの状態だと、大型マグロが。ちょうど新幹線降りて、すぐ分かります。あんな温泉街のすぐ下の定置網に巨大なマグロがもう来遊し始めているわけですね。それが、すぐ操業やめて、もう網放しててくれと。その漁場では放してくれました。もう一切そこ、魚を獲っていません。

多分、藤田次長も乗っていて、そこでは今度は小型がいた。藤田次長も経験していると思うんですけれども、船、網に着いた瞬間から、もう小型のマグロがとんでもなく量が出て、そのときも操業しないで、網をレッコして帰ってきたと。

そのぐらいの環境変化が今激しいんで、是非3年というそのタイムリーな、漁業者に説明できますんで、そういうことをしていただければと思いますけれども。

すみません、長々と。

○山川部会長 ほかに、よろしいですか。

これは、今回のこの議論の中で、ある程度基本線としてこういう方向でというふう、今回、絞り込まないといけないということではなくて、それぞれの御意見を次回の基礎的な資料として挙げておいて、では、どうしましょうかということは次回に議論すると理解すればよろしいわけですか。

では、まだいろいろ御意見あろうかと思えますけれども、時間も限られてございますので、次の項目に移っていきたいと思います。

それぞれの項目ごとにいくと、何かぶつぶつになってしまって、細切れで全体像がよく分からないというような気もいたしますので、項目 2 から項目 7、8 までですか、これは一気に御説明いただきますでしょうか。よろしくお願いします。

○資源管理推進室長 それでは、項目 2 から説明に入らせていただきます。

項目の 2 は都道府県の間での配分の基準でございます。

現行でございますけれども、小型魚については自主管理が始まる以前の 2010～2012 年の平均漁獲実績のシェア、大型魚は数量管理が開始が始まる直近 3 か年の 2015 年～2017 年度の平均漁獲実績のシェアを基本として配分し、また、配分実績数量が少ない都道府県に対しては以下の配慮を行ってございます。

まず、数量がゼロになる都道府県に対しては、小型魚は 0.1 トン、大型魚は 1 トンを上乗せ配分してございます。

また、大型魚についてのルールでございますけれども、数量が少ない都道府県に対しては一定の数量を上乗せ配分しているところでございます。

事務局として論点に挙げましたのは、項目 1 と似てございます。

現行のシェアを継続するのか。

若しくは近年の漁獲実績。こちらについては二つございまして、利用可能な直近の 3 か年の平均とするのか、大型魚については管理が始まった 2015 年以降の最大の値などの、こういうのを使ったシェアとするのかという論点がございます。もう一つが、資源増に伴って混獲が増えている状況下でございます。その中で、配分数量の少ない都道府県にはどうやって配慮をしていくのかということも論点として紹介させていただきました。

留意点としては三つございます。

一つ目は、全国的に消化率というのは非常に高くなってございますので、近年の漁獲実績を基礎としても、都道府県間のシェアというのはそれほど大きく変わるものではないの

ではということがございます。

二つ目、小型魚については、2016年・2017年の自主管理時代の超過分の差引きを行っていた、若しくは今も行っている都道府県については、近年の漁獲実績というものに影響が出ている状況でございます。

三つ目は、大型魚について、こちらはブロック会議でございますけれども、過去の最大漁獲実績に応じた配分を求める意見がございました。

以上が項目2でございます。

項目3は留保でございます。

まず、現在のシステムでございますけれども、小型も大型も100トン程度を、日本の漁獲枠の超過リスクなどに対応するためとして、管理年度までに国が保持する留保枠としてございます。

このほかの仕組みといたしまして、前の管理年度未利用分を国全体で繰り越す数量、これは17%が上限でございます。これと、それぞれの大管管理区分や都道府県の中での繰越数量、これは10%が上限としてございまして、その合計との差分。

もう一つは、同じ大管許可漁業や都道府県内の中で、小型魚、大型魚の枠の振替に生じた数量、これを国の留保に繰り入れられて都道府県に配分されているものがございます。

この項目に関する論点として事務局が用意しましたのは、まず、この100トンという数量を見直すのかという点でございます。

もう一つが、国の留保に繰り入れるルールでございます。先ほどの未利用分の関連で生じる数量と、いわゆる小型魚から大型魚への振替によって生じる数量を国の留保に入れるというルールは、これは現行どおりとするかということでございます。

この点について、留意点として何点か挙げさせていただきます。

一つ目でございます。これは、漁獲管理が定着して超過リスクは減少してきたので、この100トン、これは超過リスクなどに対応するために管理年度末までに国が保持する数量でございますけれども、これを減らしてもよいのではないかという意見が出たものでございます。

二つ目として、この100トンでございますけれども、小型魚については全て超過リスクの備えと位置づけてございます。これに対して大型魚の方は、超過リスクの備えが50トン、ほか、遊漁に40トン、調査研究その他に10トンということで、大型魚については超過リスクの備えのための数量が少ない状況でございます。

3点目、大型魚の留保枠の内数で対応してございます教育機関の操業実習や調査研究について、現在はこの採捕量を必要最低限として、混獲回避や、実習又は調査研究の自粛を依頼している状況でございます。

ページをおめくりください。留意点の続きでございます。

先ほど、未利用枠の繰越しであったり振替によって生じたものが国の留保に繰り入れられて、都道府県に配分されているという説明をいたしました。これの、実際に、どのような形で追加配分されているかという説明でございます。全部で三つございます。

一つ目は、管理年度開始直後に、なるべく速やかに都道府県に配分する数量でございます。これは配分数量がゼロの都道府県を除いた全ての都道府県に配分されてございます。

二つ目、管理年度中の枠の融通の促進を目的として、未利用分を譲渡した都道府県に配分する数量でございます。

最後が、国全体の枠の有効利用を目的として、消化率80%の都道府県に均等配分する分でございます。

こういった三つの形で都道府県に数量配分されているものでございます。

最後の留意点については、ブロック会議の意見のときには「追加原資」という言葉で表されているものでございますけれども、こういった都道府県の追加配分のための原資が年々減少しているので、対応が必要だという意見が出てございました。

参考として、実際にどのような数字なのかということで掲げたものでございます。こういう年々少しずつ減っているんだということでございまして、大型魚については令和6年度は令和5年度の130.4トンから321.3トンに増えてございますが、この内訳には、前年度から小型魚から大型魚への留保の振替が100トン、また、先ほどの大臣管理区分の小型魚から大型魚への振替の一部が、86.9トンが含まれてございますので、これを除くと134.4トンとということを留意点として挙げ、これに対して不安視する意見が出たというところでございます。

続けて、遊漁への対応でございます。

現行は、小型魚は採捕の禁止、大型魚は、日本の漁獲枠の超過リスクなどに対応するために、管理年度末まで国が保持する留保枠の100トン程度の内数で対応しているところでございます。

この点については二つ論点がございまして、一つ目は、留保に対応する数量を見直す、つまり、40トンを見直す必要があるかということでございます。

二つ目は、漁業と同様の管理区分を設ける必要があるかというところでございます。

この部分についての留意点でございます。

一つ目は、東村先生の御発言にもあったと思いますが、現行の管理について説明したものでございます。現在、クロマグロの遊漁については、これに関する広域漁業調整委員会指示によって、3日以内の採捕報告を義務化してございます。また、時期別に採捕数量を定め、その数量の上限に達する場合には採捕を禁止してでございます。この委員会指示に違反した場合には同指示に従うべきの農林水産大臣による命令、これは行政処分に当たるものでございますけれども、これを出しているところでございます。

二点目でございます。この時期別の採捕数量というのは、現在、数日で満了となる状況でございます。このことも含めて、クロマグロ遊漁による経済効果を考慮し、遊漁へ十分な数量を配分すべき、また、配分禁止中のキャッチ・アンド・リリースでの遊漁を認めるべきとの意見がありました。

現在の配分の考え方についての記載でございます。これは国の留保のところでございますけれども、大型魚については、遊漁による採捕量を一定程度考慮する必要がある状況に鑑み、大型魚は100トン程度を保持するものとするとの記載がございます。

4点目は、クロマグロの遊漁の全体像。これは人数や隻数などでございます。そういったものの把握や、採捕報告の正確性の確保、また、虚偽報告などの防止が課題となっております。

最後でございますけれども、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」というのが本年3月に水産庁から公表してございます。その中で、遊漁も項目として取り上げてございまして、こういった、先ほど掲げた課題に対応しつつ、届出制の導入を始めとして遊漁管理の高度化を推進していき、本格的なTACによる数量管理への移行などを推進していくということがロードマップに記載されているということを留意点として紹介させていただきます。

ページをめくります。

項目5、未利用分の繰越しルールでございます。

まず、現在でございますけれども、それぞれの管理区分、それぞれの都道府県については、前年度から10%を上限として繰越しを認めているところでございます。この管理年度の未利用分の部分でございますけれども、日本全体の漁獲枠の繰越量は17%ということで、ここの生じる差について国の留保に入れるという仕組みにしております。

この項目に関する論点は一つでございます。この10%というのを現行どおりとするのかどうかというところが論点と位置づけてございます。

留意点は二つございます。

一つは、本年のW C P F C北小委員会の決定でございます。これは一般ルール化。これまでは年数がとどまっていたものも、年限なく適用ということを勧告してございます。

二つ目でございますけれども、繰越上限を10%から引き上がる場合は、各区分の管理の柔軟性は上がりますが、先ほどの国の留保に繰り入れる数量は減少する可能性が高いということを留意点として掲げさせていただきます。

項目6は、留保の配分において配慮すべき事項でございます。

現在の考え方として、沿岸漁業、混獲回避など、漁法の特性に起因する事項、及び、資源評価に用いるデータの収集を留保の配分において考慮すべき事項としています。

また、先ほども言及したところですが、未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には、漁法の特性に起因する事項への配慮、及び、資源評価に用いるデータ収集へ配慮を行うこととして、小型魚は沿岸漁業を、大型魚は沿岸漁業とかつお・まぐろ漁業を優先する必要があるとしています。

この項目についての論点は、現在のルールを続けていくのかということでございます。

留意点としては、ブロック会議の意見でございますけれども、資源評価に必要なデータ収集への配慮など、使っていない意見は排除すべきではないかという意見が出てございました。

最後、実質的に最後になります。項目7、小型魚から大型魚への枠の振替についてでございます。

現在のルールでは、枠の振替に適用される係数、これ1.47倍ですけれども、このメリットを享受するために国全体で400トン以上を目指しましょうと。そして実際に400トン以上を振り替えているところでございます。

加えて、令和6年度については、この10%まで0.47が適用されるものが30%まで引き上げたことを踏まえて、国だけではなくて、同一の大臣許可漁業とか、同一の都道府県内での枠の振替も、要望調査を踏まえて行ったところでございます。その際に適用する倍率は、大臣許可漁業については1.2、都道府県については1.4として、W C P F Cのルール上の1.47との差分については、一旦国の留保に入れて、都道府県に追加配分したということをやっております。

そういう意味では、関連する論点として二つございまして、今回、大型魚が50%増枠したことで、日本全体の振替量の目標は引き続き必要かという論点がございます。

もう一つは、この同一の大臣許可漁業とか都道府県内での枠の振替は現行の扱いを継続するのかという論点でございます。

留意点については、一つ目はW C P F Cの決定でございますけれども、まずは適用上限の30%がなくなりました。それと合わせて、ルールが恒久化されたことを勧告してございます。

二つ目の論点として、W C P F Cの勧告は、大型魚は50%増枠しましたがけれども、小型魚は10%増枠にとどまりました。そう意味では、枠の振替は行わず、小型魚を対象とする漁業者のために使った方がよいのではないかという意見がございました。

三つ目は、先ほどの同一の都道府県内での枠の振替ですけれども、このルールは小型魚の枠を持つ都道府県だけが得をしているのではないかという意見がございました。

四つ目、同一の大臣許可漁業や都道府県内での枠の振替をいつでも簡単にできるようにしてほしいとの意見が出てございました。これについて、他方、デメリットとしては、これを認めると、管理年度中の大型魚と小型魚の枠の交換が行われなくなって、限られた小型魚の枠が国全体で見ると有効に使われなくなるおそれがあるということがございます。これを留意点として掲げてございます。

最後でございます。今後の大型魚に比べて小型魚の増枠の可能性が低いことを踏まえて、小型魚から大型魚へシフトしたい都道府県や漁業者を後押ししてほしいとの意見もございました。

以上が事務局からの説明でございます。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

では、順番に議論していければと思います。

まず、項目2について、都道府県配分の基準というところですが、ここについて御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。これも、項目1でどういう方向でいくのかによって、またこの項目2の議論も変わってくる内容ではあるんだと思いますけれども、何か御意見ございましたら。

青木委員。

○青木委員 都道府県の配分に関して余り知識がないもので、質問なんですけれども、今の漁業種類の中では定置さんなんかが一番大変な思いしているのかなという気はしており

ます。その中で、この都道府県に配分された中で、さらに漁業種類によって分けられているのか、枠が分けられているのかどうかというのをちょっとお聞きしたかったです。

○山川部会長 これは、赤塚室長ですか。

○資源管理推進室長 答えします。

おっしゃるとおりで、都道府県で違いございますけれども、より細分化した形で行われております。ただ、どのくらいの細分の差異度というのは都道府県によっての判断で変わっているってことございます。

○青木委員 分かりました。ありがとうございます。

○山川部会長 東村委員が、時間がもうぎりぎりです。迫っておられるということですので、何かもし今これだけは言っておきたいということがございましたら、よろしくお願いします。

○東村委員 これだけがいっぱい過ぎるので、東村ですが、取りあえず順番に述べさせていただきます。ちょっと新幹線に乗らないといけませんので、申し上げます。

まず、都道府県の配分に関しては、もうこれ、どうしても項目1が決まらないうと2の話ができないということで、本日の会議ではもう一旦保留、若しくは、後で私、ほかの委員の意見が拝見できるんだと思いますので、それを拝見しつつ次に臨みたいと思います。

次に、国の留保ですけれども、これはクロマグロの資源管理をどういう方針で行うのか。国の裁量がある程度、遊漁も含めて、大きく持つ。先ほどありました、例えばですけれども、地域によって考えると、若手の育成とか、それをどうするかというのは、もちろん我々も議論すべきことではあるんですが、そもそも、昔から言う大きな政府なのか小さな政府なのか、そこから考えていかないといけないのかなというのが基本的なルールだと思います。私も、今日こうしたらいいっていうのがちょっと今思い付きませんけれども。

もう一つあるのが、100トンというのが実際どれぐらいのものなのかというのが少々分からないというか、もう余るほどあるものなのか、ちょっとまだ多いなというものなのかということですね。増やす必要は、何となくブロック会議の意見とかを伺っていると、余りなさそうな気はしますけれども、減らさなくても、さっきちょっと山川先生もおっしゃっていましたが、例えば資源の変動がとか、もう今物すごく増えてきているというお話は、私、今日の会議以外でも耳にしますし、そういうこと対応できるようになって考えると、ある程度、まだ落ち着いていないかなという感じはいたします。資源がある程度落ち着いてきたら、その100トンを持っていなくてもいいかもしれませんというふうに考え

ております。

遊漁に関しては、先ほど述べましたとおり、時期尚早ということで、水産庁の管理下というのが望ましいと思います。ただ、国のロードマップとしてそういうことがあるのであれば、ちょっとそれを、何かこういうのもあるんだよってという感じで、インセンティブにはなるかもしれません。

残りの部分に関しましては、ちょっと今コメントするほどの知識もございませんので、次回までに、ほかの方の意見参考にしつつ、発言させていただければと思います。

ちょうど私、ここを去る時間にもなりましたので、これで失礼いたします。どうも申し訳ありません。遠くに帰りますので、失礼いたします。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

では、ほかの委員の方から御意見ございましたら、よろしくお願いいたします。

日吉委員。

○日吉委員 留保枠のところよろしいですか。

○山川部会長 都道府県配分の基準のところですけども、もう国の留保、項目3、それとあと関連するものとしては項目5とか項目6、それから7なんかも関連してくるわけですね。この辺含めて御意見頂ければと思います。項目4だけは少し別枠かなという気はいたしますけれども、そのほかは相互に関連してくる内容だと思いますので、御意見よろしくお願いいたします。

○日吉委員 先ほどから話していると、定置漁業、全国の定置漁業者は放流で相当苦労しております。やっぱり国にある程度の留保枠持っていて、最終的には都道府県に配分すると思うんですけども、この数量でいいかということ、もう少し獲っていた方がいいかなぐらいの意見がありますけれども。なぜかという、先ほどからくどいですが、資源がすごく増えてきて、私どもみたいに百何十種類の魚を獲っていると、一緒に来遊してきてしまうんで、そういうときにもしかすると県の枠なんかをオーバーすることがあるかもしれませんので、そういうときに国に留保を持っていて。悪意ではもちろんやりませんけれども、真面目にやってもそういうことが起きるんで、そのときに国が留保を持っていてくれた方が、僕ら漁業者は、定置漁業者は安心かなと思うところです。

○山川部会長 ほかにいかがでしょうか。

木村委員。

○木村委員 先ほど来議論になっている国の留保枠ですけども、やはりこれは大きく取

ってほしいと私は思っていて、今ある項目 2 だとかも含めて、山川先生、遊漁は別かなっておっしゃったんだけど、遊漁の対応も実は国の留保枠でやっているわけですから、遊漁者の希望だとかそういったようなことも一定程度は配慮しなくちゃいけないのだろうと私は思います。

ですので、国の留保枠を全て大きく取ることによって、この全ての項目が結構解決できるんじゃないのかなと思います。地球環境変動の影響だとか、それから、資源管理がうまくいって資源が増えているという状況を合わせていくと、ドラスティックに今このところを全部いじって何か新しい基準を設けるというのは、現在においては、私、妥当ではないんじゃないのかなと。国の留保枠の中でそれを対応することによって、大部分の問題が解決できるものと私は思っています。

以上です。

○山川部会長 ほかにいかがでしょうか。

三浦委員。

○三浦委員 三浦でございます。

留保枠のところですけども、17%まで繰越しができる中で、10%はその漁業が繰越して、7%は国の留保枠で持って、基本的に都道府県に優先配分するというような形の繰越留保枠があります。こういうシステムをしっかりと堅持してもらい、沿岸漁業者への配慮の部分強くしてもらえれば沿岸漁業者への優先配分的なことにも捉えられていくことが出来ると思いますので、しっかり今のやり方で堅持していただきたいと思います。

また、来遊が多かった場合や新規参入等、様々な対応を要する中において、国の留保枠で、そこに対応していくことで、臨機応変な対応もしているということですよ。そこまで考えると、海洋環境がこれだけ変動している中においては、ある一定量は国の留保枠を確保しながら考えていく方がいいのではないかと思います。

○山川部会長 ほかにいかがでしょうか。

項目 7 の小型魚から大型魚の枠の振替とか、この点についてはいかがですか。

三浦委員。

○三浦委員 ここでちょっと教えてもらいたいのですが、前年というか、400 トンを全て振替は行ったんでしょうか。全部行っているんですね。分かりました。

○山川部会長 ちょっと私から質問なんですが、小型魚から大型魚へ振り替えたときに、枠を元に戻すことってできるんですか、W C P F C 上というか。一旦振り替えてしまった

ら、もうそれは大型魚の枠としてWCPFCでも扱われていくということなのか。あるいは、これは1年限りの措置で、毎年毎年、小型魚から大型魚へ、これだけ分はという話で、何か小型魚の漁獲がわーっと増えてきたときに、では、やっぱりそれやめてっていうことができるのかどうかというのは、どうなんですか。

○資源管理推進室長　ありがとうございます。

WCPFCのルール上は毎年ということになっています。

○三浦委員　戻せるのかというのは。

○資源管理推進室長　つまり、毎年戻った状態で次の年、WCPFC上はですね。

○山川部会長　WCPFC上は、毎年、枠としては変わらなくて、それを日本の運用上で毎年毎年、小型魚のこれだけ大型魚にという振替でやっているということですね。

三浦委員。

○三浦委員　ということは、年度内で一旦振り替えたやつは戻せない、ということでしょうか。

○資源管理推進室長　そうです。そこは、一回やったら、同じ年度内ではってことです。

○三浦委員　それと、今年度ですけれども、日本国としては本来的には30%まで小型魚を大型魚へ振り替えることができたんですよ。ですが、取りあえず10%を振替で行ってきたということですよ。今回その制限が撤廃されて、それを拡大するかどうかというところですよ。沿岸漁業から見ると、小型魚の来遊が非常に読みにくい状況となっているということと、今年度についても30%振替が行えますが、取りあえず10%の振替を行ってきた中、不都合があったかどうか。こういったものまで検証し考えていくべきなんだろうと思います。

一度振り替えてしまったら小型魚に戻せないということであれば、沿岸漁業は、浜に来遊するサイズを選べない以上、これでいいのか悪いのかというのは、その年の来遊状況等、も確認しながらでないと判断できないと思います。

○山川部会長　今のことに関連して、何か補足ございますか。

○資源管理推進室長　はい。先ほどの三浦委員の補足でございます。令和 management 年度、おっしゃるとおり、10%が30%に上がりました。そういう意味では、それまでは日本として400トンやってございましたけれども、それに加えて、要望調査を踏まえて、いわゆる同じ大臣許可から大臣許可に移す、都道府県から都道府県に移す。その要望調査を踏まえたトータルとしては実際900トン近くに達しまして、令和6 management 年については二十何%、

30%認められたうちの二十何%をやったということでございます。

○山川部会長 小型魚、大型魚の、この項目7に関連して、もう一つ私から申し上げます、留意点が下に五つポツで並んでいますけれども、これの四つ目で、いつでも簡便に振替ができるようにしてほしいとの意見があるけれども、他方、これを認めると、ずっと最後まで小型魚を持っていて、それで結局は小型魚を余らせてしまうおそれがあるということをこれは言っているわけですね。

○資源管理推進室長 はい。

○山川部会長 それについては、例えば、私が先ほど①のところで申しましたような近年の漁獲実績をベースにもし仮にするのであれば、そうやって余らせたものは漁獲ベースにカウントされなくなって、その管理区分の将来の枠が減っていくわけですね。ということは、将来の枠を減らさないよう、枠を残さないようにというインセンティブがある程度担保できるのであれば、何かこういうことも考えてみてもいいのかなと。

それから、融通を利用して小型魚の枠を残さないようにとかの工夫がそれぞれの中でも出てくるので、それといつでも振り替えられる便利さとのバランスの中でどう考えるかみたいな、そんなところだったりするのではないかなという気はします。

ただ、①で、近年の漁獲実績ではなくて令和6管理年度の基礎配分をという話だと、またその辺の議論も違ってくるという気はしますが。

三浦委員。

○三浦委員 先ほど赤塚さんの方からもあったように、需要調査を行って27%を振り替えたということなので、それであれば、400トン以上を継続することとし、需要調査を行っていく中で、漁業者の意見を聞きながら判断していくということが一番正しい方向性ではないかなと思います。

○山川部会長 ほかにいかがでしょうか。

では、ペンディングにしていました項目4、遊漁への対応、これも含めていかがですか。

木村委員からは、遊漁への対応も留保の中だろうというお話ありましたけれども。

この遊漁についてですが、遊漁も、遊漁船業を営む遊漁と、プレジャーボートみたいな遊漁と、全然内容的に違う気が個人的にはするのですが、そういう点からいくと、遊漁船業というのは実は漁協に加入している人が営んでいたりとかいうこともあったりするのではないですか。あと、遊漁船業を営むには都道府県知事に届出をしないといけないということが、遊漁船業の適正化に関する法律で定めがあるわけですね。ですから、都道府県

知事が一応、誰が行っているとか、それは全部把握しているという理解でよろしいのではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。沿岸・遊漁室長の城崎でございます。

今、遊漁船業法の話ございました。遊漁船業法は、正しくは県の登録事項になっておりまして、全国で1万3,000業者、1万6,000隻おりますけれども、すべからく都道府県の登録下に置かれているという状況です。

その中で、約7割が漁業兼業だというふうに言われています。その中でクロマグロ遊漁を案内する者がどれぐらいいるか、これはちょっと分からないことでございます。一部の遊漁船業者の集まりがありますけれども、そこには50隻ぐらいが加盟している話もありますけれども、その中で漁業との兼業がどれぐらいいるかは、そこはなかなか分からないという実態がございます。

それで、もう今日はお帰りになられましたけれども、東村先生が、遊漁はなかなか管理がないですよという話がございました。確かに遊漁に対する規制が緩いというのは、これは事実でございます。

現状で申しますと、今この資料の留意点のところに、冒頭に広域漁業調整委員会のことが書いてございます。広域漁業調整委員会の方では、その委員会指示の管理下に置いて、それでやっているということでもありますけれども、いかんせん直罰がない世界でありますので、漁業の皆様方がきちぎちと管理されている中でと比べると、やっぱりそこは緩いということの事実は仕方がないんだろうと思います。

この広調委も令和3年度から管理をしております。これは、クロマグロ遊漁の実態が何も分からない中で、まずは広調委で管理をしてみようということで、試行的にやりましょうということが水産基本計画にも書かれてございます。

そういう中で、今この遊漁に対する枠をどうするかということになると、漁業と同等の資源管理の枠組みに落とし込んでいくんだということになりますと、やはり獲る側、遊漁者側ですけれども、獲る側の責務として、管理の体制はきちんと整備されているということがセットにならざるを得ないわけでありまして、そういう意味では、遊漁に対する規制が緩いと言っている中で、どのような枠の在り方があるのかということ、なかなかこれ難しい判断にも実際になろうかと思います。

他方で、やはり今回の増枠のタイミングということ、それと、遊漁の世界でも小型魚はもう逃がすんだということがほぼほぼ定着している部分があつて、遊漁者も小型魚の保護

には協力してきたんだという、そういう取組の自負もあります。

そういう遊漁をめぐる現状を踏まえますと、この水政審の場で、漁業と遊漁のバランスをどういうふうに考えるべきかというのは、是非とも御議論いただきたいと思っております。

先ほど申し上げました規制が緩いということにつきましては、ここの留意点の一番下に書いてございます。これは、今年の３月に公表しました新たな資源管理のロードマップにおきまして、最終的にはTACによる数量管理目指すんだと書いてありますけれども、そこにいくまで、今の現状の広調委指示とのギャップを埋めるために届出制を導入したりだとか、もちろん広域漁業調整委員会の指示の内容を強化するですとか、いろいろな段階的な取組を進めていくということも想定しておりますので、そういうことを踏まえて、全体のパッケージの中でこの遊漁の在り方を、どれぐらいのバランスがいいのかということをお議論いただければと思っているところでございます。

あと、東村先生から組織の話もございました。

確かに、遊漁船業者もそうですし、もちろんプレジャーボートの人も個人個人でやっている場合が多くて、遊漁船業についても全国的な組織はございません。中には漁協の中に遊漁船部会があって、それなりにグループ化されているところもありますし、遊漁船業法に基づく指定団体を作っているところもありますけれども、全国団体というのがない現状でございます。

とはいいいましても、その組織を国なり行政が作れと言って作らせるような時代でもなくて、やっぱり組織というのは自発的に自主的に作るものと思っておりますので、そういうことは行政としても、この事業者、遊漁船業者たちの活動というのを促すような、そういうこともやっていきたいと思っております。

私、沿岸・遊漁室長ということで、遊漁と沿岸漁業、両方の立場で物を見ることありますけれども、今日は遊漁についてで御説明させていただきました。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

遊漁者、遊漁船業者で漁協に加入しているような方の場合だと、その都道府県粋の粋が漁協に下りてくるわけですね。それをもらうというようなことは可能ではないんですか。

○沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。

そういうことを考えられ、アイデアとしては持たれている方いらっしゃるようすけれ

ども、現状の仕組みでは、そこはなかなか難しいと思っております。

○山川部会長 このブロック説明会の議事録、全部ざっと読ませていただくと、遊漁も地域経済には非常に貢献していて、観光全体まで含めると非常に経済効果が大きいという話があったわけですがけれども、確かに、プレジャーボートをどうするかということは別にして、遊漁船業については、都道府県の登録制になっていたりするわけで、都道府県知事の下にある都道府県の地域経済の中で、都道府県知事の裁量で何かできるような、そういう仕組みでもあるといいのではないかと思ったりもしたのですが、どうなのでしょう。

○沿岸・遊漁室長 遊漁の経済効果については幾つかの論文もあって、やはり地元経済に落とすお金、宿泊とかいろいろ落として、経済効果があるんだという論文もございます。

また、この前のブロック会議でも、特にクロマグロについては、長い間連泊する方も多くて、それなりの民宿等々含めて、相当な効果があるんだという意見がございました。

一方で、釣りについては、日帰りの釣行の場合には、コンビニエンスストアぐらいにしかお金が落ちないとか、どこまで経済効果あるのかってなかなかよく分からない部分が正直なところでございます。とはいいいましても、クロマグロでその地域が潤っているというのは、それは事実としてあるでしょうから、それを都道府県、その地域を抱えている都道府県がどのように考えるかという、そういう選択肢はあってもいいと思います。

でも、現状では、都道府県に配分した、漁業としての配分した枠を遊漁者に配分するという、多分そういう仕組みはないと思うので、そこはまた別途議論が必要な部分だろうと思っております。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

あと、遊漁に関してもう一点なんですけど、キャッチ・アンド・リリースだったらいいのではないかという御意見があるわけですがけれども、キャッチ・アンド・リリースのキャッチの定義、採捕という、その定義はどういうふうになるわけですか。

○沿岸・遊漁室長 採捕、これは問い合わせがあるので水産庁のホームページに載せておるんですけども、漁業関係法令の解釈で言いますと、採捕といいますのは、自然に生育する状態にある水産動植物を人の所持その他の事実上の支配下に置く、移す行為のことを言いまして、その行為の結果、その水産動植物が必ずしも所持している必要はありませんという話をしております、いわゆるクロマグロを狙って、クロマグロを目的に釣りをしているということになりますと採捕しているんじゃないかという、そういう取扱いになるということでございます。

ですので、クロマグロの広調委指示の中では、意図せずに釣れた場合にはすぐ逃がしなさいよと、そういうふうになれば採捕に当たりませんと、そういうような運用をしているところでございます。

○山川部会長 意図しているか、していないか、そこが境界なんですか。漁業でも、釣れてしまったら放流、あるいは定置網に入ったらそれを放流ということにしているんですが、採捕と放流と、その境目がどうなのかということとか、遊漁の場合と定置網の場合で放流したものの将来の死亡率がどう違うかとかの問題はあるのだらうと思いますが、現状で漁具に入ってしまったものを放流するとか逃がすとかを、漁業の方ではやっている。だとしたら、遊漁の方でもキャッチ・アンド・リリースだったらいいんじゃないかという、そういう意見がある。その線引きが果たしてできるのかどうかという辺り、ちょっと疑問に思いながら読んでいたもんですから。

○沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。

冒頭、この会議の趣旨ということのところで、このくろまぐろ部会は枠の配分について議論する場ですとご説明しました。それで、今日の資料も、すべからくそういう枠の配分についての議論に、資料の体裁に関してもそういうふうになってございます。

それが、唯一違うのがこの遊漁の部分でございまして、この資料の1個前、資料7の意見の集約もそうでしたし、この資料の8の考慮すべき事項も、キャッチ・アンド・リリースと枠をどういうふうに関連付けるのかとか、若干この部会にも、こういったところに話が及んでいるというのが、この遊漁の難しさだと思っています。

先ほど申し上げましたように、遊漁の管理については今、広域漁業調整委員会でやっておりまして、このキャッチ・アンド・リリースの議論というのも、これまでは遊漁者の関係者からするとなかなか納得は得られるような結論になっておりませんが、広調委で議論はしておりますし、この広調委の方にはまたクロマグロ遊漁専門部会なるものも設けるという話もしてございます。そういうところで、このキャッチ・アンド・リリース含めて、クロマグロ遊漁の管理の在り方については議論をしていく予定しておりますので、その意味は、こちらのくろまぐろ部会の方にも状況に応じてまた御報告するような、そういう仕分をしながら、並行して進めていくのかなというふうに思っております。

○山川部会長 どうもありがとうございます。丁寧に御説明いただきまして、感謝いたします。

ほかにもございますでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 全ては、項目4の4個目のポツ、クロマグロ遊漁の全体像が全く見えていないということが問題なんだろうと思うんですよね。

4日で7トン獲ったというような、何かそういった意見もあったようですけれども、じゃ、その場合、それはプレジャーボートなのか遊漁船なのか、あるいは、その辺が全く。

遊漁業者の7割が漁協に入っていると。ただ、それでもクロマグロのどれぐらい獲っているか分からないと。そういった現状ではなかなか、漁業と同様の管理区分でというようなことはどうなのかなというようなところがですね。

あるいは、インバウンドの外国人がトロリングやったとか、そういった場合は漁業になるのか、外国人の漁業の問題とかですね。

いろいろなことがあるんだろうと思うんですけれども、とにかく、今どのくらいの船がどういうことをやっているのかってことが分からないと、なかなか議論ができないのかなと思います。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

三浦委員。

○三浦委員 私も今の齋藤委員の意見に賛成で、我々漁業者は、漁獲報告を罰則規定などもありながらTAC管理をやっています。そうした中、全体像が把握されていない、どんな状況かも分からない、罰則がないものをやみくもに議論するということに対し、なかなか我々としても議論しづらいところがあります。どういう方向でどういう管理をしていくか、そうしたことが少しでも分からないと、なかなか議論する切っ掛けにもならないと思います。

○山川部会長 日吉委員。

○日吉委員 どうも。先ほどからの私の漁業している海域の話をさせていただきます。

伊豆諸島ですから、正に首都圏の庭みたいなところです。プレジャーボートも非常に多く来ています。今お二人の委員からもお話があったとおり、現場が把握できていないですね、特にプレジャーボートは。遊漁は一部、漁協の組合員だったりするんで、ある程度漁港に帰ってくる。それをほかの漁業者もチェックしていると。ところが、プレジャーボートは、御存じのとおりハーバーに帰ってしまうんで、誰も管理ができないですね。伊豆諸島のプレジャーボートの数は、神奈川県にしても、東京都の夢の島なんかからもの凄い量

ですね。

あと、クロマグロは結構難しい釣りだと思うんですけども、こんだけ資源がいいと、今ちょうどキハダも遊漁は釣っていたりするんですけども、キハダにも混獲で、ひき縄で釣れちゃったりするんですね。キハダも結構、遊漁は今年、何か相模湾では流行ったみたいですけども、クロマグロがかかかないわけじゃないですね、キハダの道具に。そういうこともあるんで。

また、私たち漁業者は法律で罰則規定もあります。刑事罰を問われます。今、何もない中で、この遊漁をオープンにするってことは、やっぱり僕ら、同じところで、罰則規定がある中で遊漁のことは考えていただきたいなと思います。

以上です。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

全体を含めて、その他、項目8とかでも結構ですので、もし何かございましたら。

よろしいでしょうか。

では、本日出た御意見を踏まえて、今後の配分の方針について具体的な案を作成していただくべく、事務局において検討、関係者との調整を進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次に議題の6、その他ですけども、事務局からは特にないということですが、もし委員の皆様から何か御発言がありましたら、よろしくお願いいたします。

特になければ、今後の進め方について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○漁獲監理官 資料の9の今後のスケジュール案を御覧ください。

本日は、現行の考え方の確認、ブロック説明会で出た国内配分に関する意見について事務局から御報告した後、令和7管理年度以降の配分において考慮する事項について御議論いただいたところでございます。

本日の御議論を踏まえまして、現行の配分の考え方の変更案の準備を進めてまいります。配分基礎を始めとして資源管理基本方針の改正に係るものについては、その改正案の準備も進めてまいります。

10月中旬以降めどに開催を予定しております次回の第11回くろまぐろ部会では、事務局の方で準備した案を基にしまして、令和7管理年度以降の配分の考え方の取りまとめに向けて、議論を行っていただくことを考えております。資源管理基本方針の改正につきまし

ても、事務局が準備した改正案を基に議論していただくことを考えております。

なお、資源管理基本方針の改正案につきましては、次回のくろまぐろ部会終了後、速やかにパブリックコメントの手続に入りたいと考えておるところでございます。

今回、事務局といたしましては、部会を今回含めまして3回開催することを考えております。最後の部会、3回目の部会につきましては、パブリックコメント終了後の11月中旬以降に開催いたしまして、取りまとめを行っていただくことを考えております。資源管理基本方針の改正案に対するパブリックコメントの結果も、こちらの方で報告させていただく予定としております。

取りまとめの結果につきましては、12月上旬から中旬をめどに開催する資源管理分科会に報告し、同分科会において審議、議決いただくこととなります。

また、資源管理基本方針の改正と具体的な配分数量につきましても、W C P F C 年次会合後のT A C 意見交換会の開催、そして、先ほど申し上げました資源管理分科会への諮問、議決を経て決定されることとなると考えております。

以上でございます。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

以上で、本日予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日のくろまぐろ部会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

午後6時02分 閉会